

国東地域半島振興計画

(令和7年12月9日時点案)

大分県

目 次

第1 基本の方針	1
1 地域の概況	1
2 地域の現状	2
3 振興対策の成果	6
4 振興の基本的方向及び重点施策	7
(1) 基本的方向	7
(2) 重点施策	8
第2 振興計画	12
1 基幹的な道路・港湾・空港等の人の往来及び物資の流通に資する交通施設 並びに通信施設の設備その他の指定半島地域と国内の地域との間及び指定半島地域内の交通通信の確保	12
(1) 交通通信の確保の方針	12
(2) 交通施設の整備	12
ア 空港の整備	12
イ 道路の整備	13
ウ 鉄道の整備	14
エ 港湾の整備	14
(3) 地域における公共交通の確保	15
(4) 情報通信環境の整備	15
2 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発	16
(1) 産業の振興及び観光の開発の方針	16
(2) 農林水産業の振興	17
ア 農業	17
イ 林業	18
ウ 水産業	19
(3) 商工業等の振興	20
ア 商業・サービス業	20
イ 工業	21
(4) 観光の振興	23
3 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進	24
(1) 就業の促進の方針	24
(2) 就業促進対策	24
4 水資源の開発及び利用	25
(1) 水資源の開発及び利用の方針	25

（2）水資源確保対策	25
（3）水資源の利用	26
5 生活環境の整備	26
（1）生活環境の整備の方針	26
（2）下水道、廃棄物処理施設等の整備	26
（3）公園等の整備の推進	27
（4）住宅関連対策	28
（5）生活サービスの持続的な提供	28
6 医療の確保	29
（1）医療の確保の方針	29
（2）医療の確保に向けた施策	29
7 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保	30
（1）介護サービス等の確保の方針	30
（2）介護サービス等の確保に向けた施策	30
（3）障害福祉サービス等の確保の方針	31
（4）障害福祉サービス等の確保に向けた施策	31
8 高齢者福祉及び児童福祉その他福祉の増進	32
（1）高齢者福祉の増進の方針	32
（2）高齢者福祉の増進に向けた施策	32
（3）児童福祉の増進の方針	33
（4）児童福祉の増進に向けた施策	33
（5）その他の福祉の増進の方針	34
（6）その他の福祉の増進に向けた施策	34
9 教育及び文化の振興	35
（1）教育及び文化の振興の方針	35
（2）地域振興に資する多様な人材の育成	35
（3）教育・文化施設等の整備	37
（4）地域文化の振興	38
10 自然環境の保全及び再生	39
（1）自然環境の保全及び再生の方針	39
（2）自然環境の保全及び再生に向けた施策	39
11 再生可能エネルギーの利用の推進	40
（1）再生可能エネルギーの利用の推進の方針	40
（2）再生可能エネルギーの利用の推進に向けた施策	40
12 国内及び国外の地域との交流の促進	40
（1）地域間交流の促進の方針	40

（2）地域間交流の促進に向けた施策	4 1
1 3 移住、定住及び特定居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力	4 1
（1）移住、定住及び特定居住の促進の方針	4 1
（2）移住、定住及び特定居住の促進に向けた施策	4 1
（3）人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の推進の方針	4 2
（4）人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力に向けた施策	4 2
1 4 水害、風害、地震災害（災害に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。）その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の設備及び防災体制の強化その他の半島防災に向けた施策	4 2
（1）半島防災の方針	4 2
（2）災害防災のための国土保全設備等の整備	4 3
（3）地域防災体制の充実強化	4 4
第3 国東地域半島振興計画に関する重要業績指標（K P I）	4 7

第1 基本の方針

昭和60年に半島振興法が制定されて40年が経過した。この間、半島地域に住む人々の生活の向上と国土の均衡ある発展を図るため、4回の半島振興に関する計画（以下「半島振興計画」という。）が半島振興対策実施地域を有する道府県において策定され、それぞれ地域の特性に応じた振興策が講じられてきた。

本県では、昭和61年に国東地域が半島振興対策実施地域に指定され、半島振興計画に基づき、社会基盤の整備をはじめとする各種施策を総合的に推進してきた。その結果、空港周辺整備や道路整備、産業の振興等、着実に成果も現れているところである。

しかしながら、依然として全国的に半島地域は産業基盤や生活環境の整備等の面で多くの課題が残されており、これらの問題の克服と、地域の自立的発展に向け一層の施策の推進が重要であるとのことから、このたび法期限がさらに10年間延長され、半島地域における防災、地方創生を新たに目的規定に追加した、半島振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第10号）が、令和7年3月31日公布、同年4月1日に施行された。

本計画は、この法律の制定、施行を受けて、引き続き半島振興関係施策を実施するため、地域の実態を踏まえ、「半島防災」「地方創生」という視点を加味し、国東地域に係る新たな半島振興計画を策定するものである。

1 地域の概況

本地域は、瀬戸内海に臨む大分県の北東部に位置し、その北部・西部は周防灘、東部は伊予灘、南部は別府湾にそれぞれ面し、南西部の陸地側は宇佐市、別府市に接しており、豊後高田市、杵築市、国東市、日出町の3市1町からなっている。総面積は877.68km²、人口は104,066人で、それぞれ県全体の13.8%、9.3%を占めている。

地形は、ほぼ円形で両子山系から放射状にのびた尾根と、その間の深い谷や峰々からなり、火山特有の奇岩景勝に富み、多様な植生など独特の環境を形成している。沿岸部は、変化に富んだ美しい海岸景観を有し、半島北部から東部一帯は国東半島県立自然公園に指定されている。

また、半島中央に位置する両子山周辺は、遠く瀬戸内海を望むことができ、四季折々の自然の織り成す景勝の地として知られ、瀬戸内海国立公園に指定されている。気候は、瀬戸内型気候に属し、年間平均気温は16℃前後で温暖であるが、降水量は少なく、沿岸部の年間降水量は1,500mm前後と県内で最も少ない地域となっている。

歴史的には、古くから瀬戸内海ルートを中心に中央との結びつきが強く、奈良時代末頃より、宇佐神宮の勢力との関わりの中で、国東地域に次々寺院が建立されていった。これらの寺院は、平安時代には、天台宗系山岳寺院として整備されるとともに、いわゆる六郷満山と呼ばれる独特な山岳仏教文化の繁栄をもたらした。今なお、国宝富貴寺大堂、長安寺の銅板法華經、真木大堂の木造阿弥陀如来坐像、国東塔などの文化財が多数残るとともに、修正鬼会などの伝統行事が受け継がれている。

【 国東地域の位置図 】



【 国東地域の構成市町図 】

市町名	面積 (km ²)	人口 (人)
豊後高田市	206.24	22,112
杵築市	280.08	27,999
国東市	318.10	26,232
日出町	73.26	27,723
(県全体に占める割合)	(13.8%)	(9.3%)
計 3市1町	877.68	104,066

資料 面積 國土地理院市町村別面積調 (R6.10.1)

人口 令和2年国勢調査

2 地域の現状

本地域では、大規模な農業への企業参入も見られる一方で、高齢化率が県平均を大きく上回り、担い手不足が深刻となっている地区が増加している。そのため地域経済を支えていく経営体の誘致、育成が急務となっている。

一方、本地域には、瀬戸内海国立公園や国東半島県立自然公園に代表される豊かな自然がある。またクヌギ林とため池群によって持続的に維持されている豊かな農林水産業の営みと、それに伴う伝統的な農文化、多様な生態系等が評価され、平成25年5月30日に国連食糧農業機関により世界農業遺産に認定された。

また、本地域には、神仏習合やケベス祭りに代表される奇祭など古くからの文化がある。近年、工芸や現代アートなども集積しつつある。

さらに、本地域は企業誘致により多くの工場が立地しているが、最近では海外や国内の最新工場との競争が厳しくなっている。

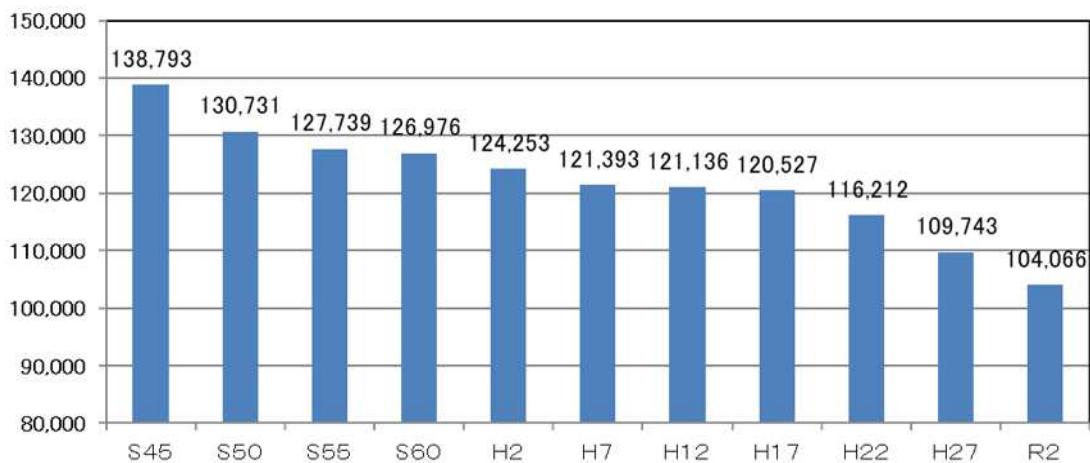
ア 人口の動向

本地域の人口は、昭和45年の138,793人から令和2年には104,066人へと過去50年間に34,727人(25.0%)減少している。平成27年から令和2年では5,677人(5.2%)の減で、県全体の減少率(3.6%)を上回っている。

令和2年の本地域の年齢階層別人口構成比は、14歳までの年少人口11.2%、15~64歳の生産年齢人口51.2%、65歳以上の老人人口37.6%で、老人人口の割合が高くなっている。県平均の老人人口の割合は33.3%、全国平均は28.6%であることから、本地域の老人人口の割合が高く、高齢化が進んでいることがうかがえる。

【 国東地域の人口の推移 】

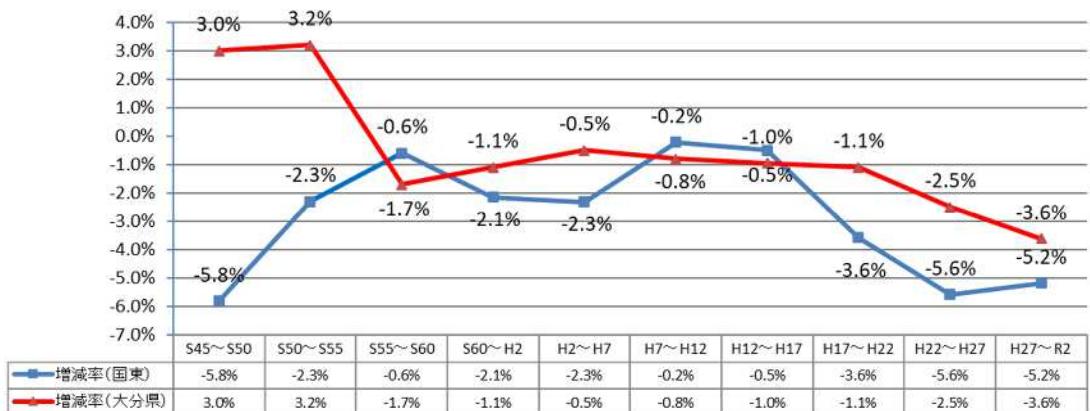
(単位：人)



資料：令和2年国勢調査

【 人口の増減率 】

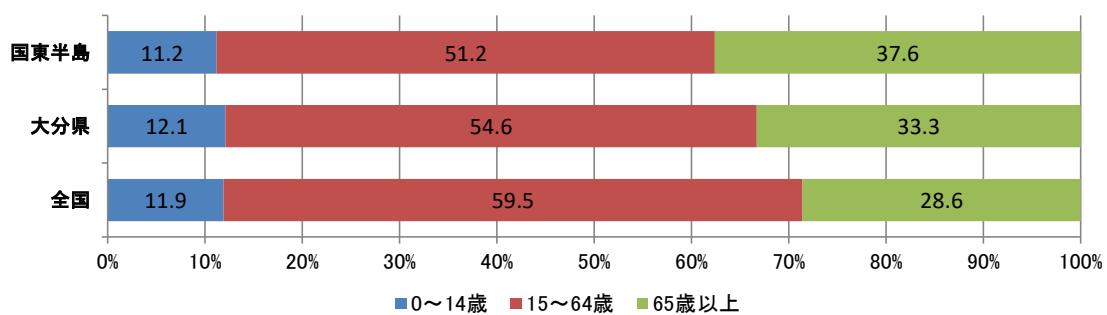
(単位 : %)



資料 : 令和 2 年国勢調査

【 年齢別人口構成 (R 2) 】

(単位 : %)



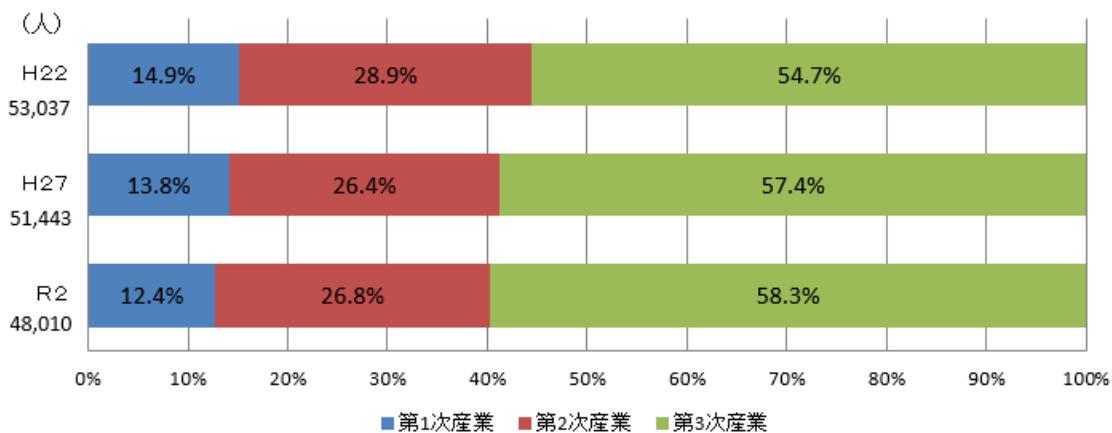
資料 : 平成 22 年国勢調査

イ 就業構造

令和 2 年における本地域の就業人口の総数は、 48,010 人で、昭和 45 年に比べ 26,751 人 (35.8%) 減少している。

産業別の構成比では、昭和 45 年に第 1 次産業が 58.3%、第 2 次産業が 11.8%、第 3 次産業が 29.9% となっていたのに対し、令和 2 年には第 1 次産業が 12.4%、第 2 次産業が 26.8%、第 3 次産業が 58.3% と、第 1 次産業就業人口の割合の大幅な減少と、その反面として第 2 次・第 3 次産業就業人口の割合の増加がみられる。

【 産業別就業人口割合の推移（国東地域）】



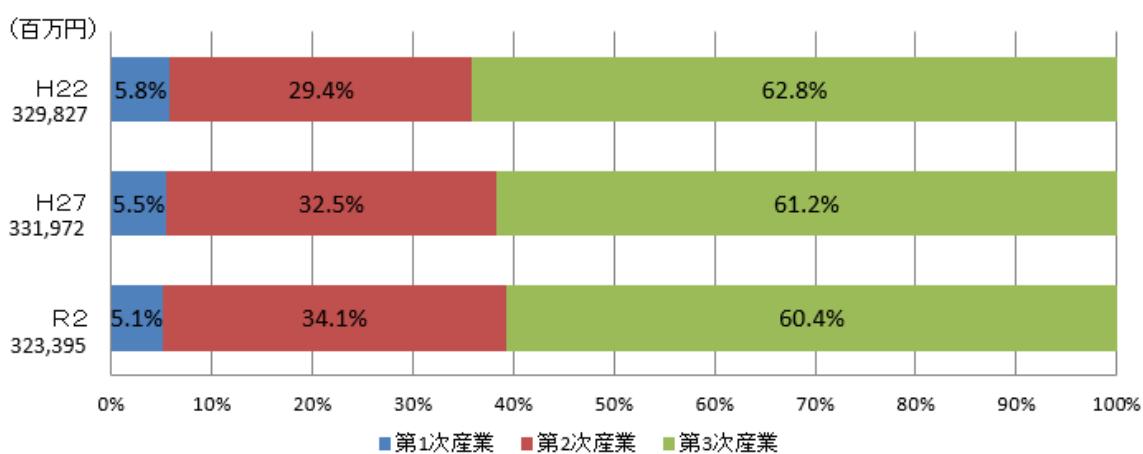
資料：令和2年国勢調査

ウ 産業構造

本地域の総生産額は、平成27年度331,972百万円、令和2年度323,395百万円となっており、減少している。

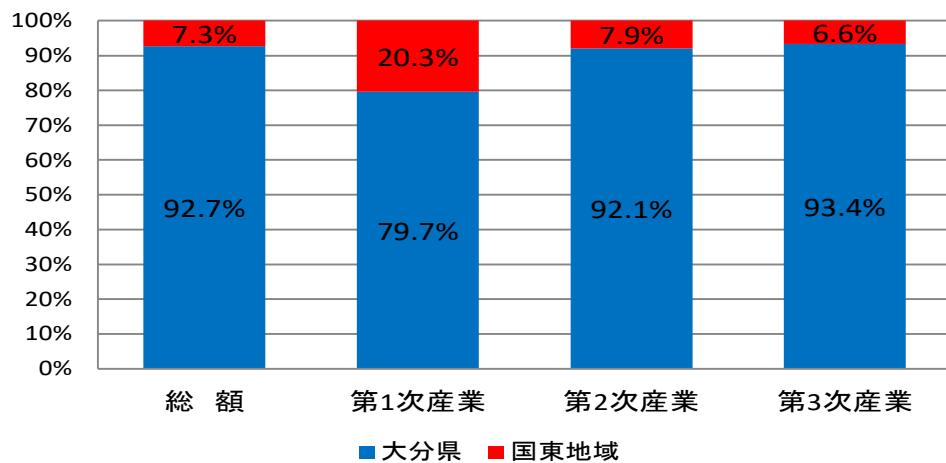
令和2年度の産業別総生産額の構成比をみると、第1次産業5.1%、第2次産業34.1%、第3次産業60.4%となっており、第3次産業の占める割合が大きい。他方、本地域の総生産額の全県に占める割合をみると、7.3%で、産業別では、第1次産業が20.3%、第2次産業が7.9%、第3次産業が6.6%となっており、比較的、第1次産業の県全体に占めるウエイトが高いことがうかがえる。

【 産業別総生産額（国東地域）】



資料：令和3年度 大分の市町村民経済計算

【 産業別総生産額の全県に占める割合 】

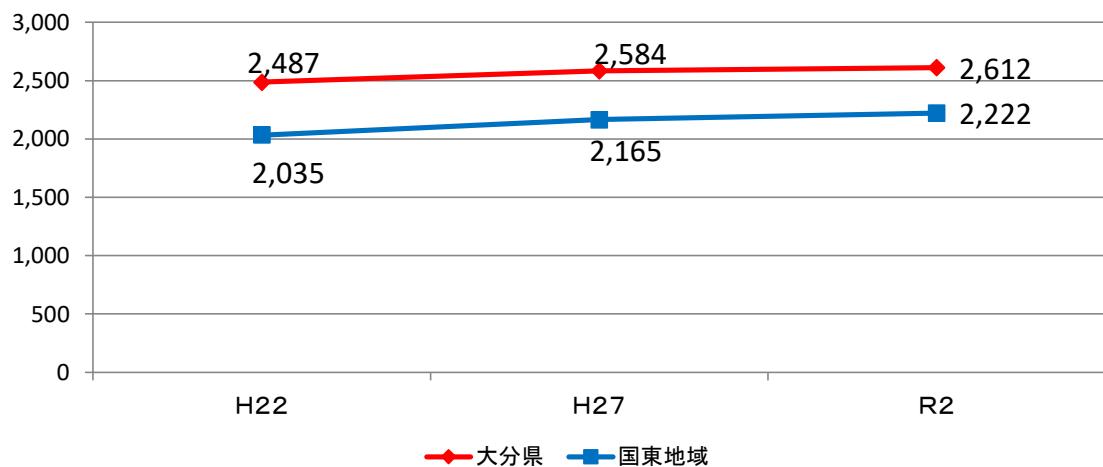


資料：令和 3 年度 大分の市町村民経済計算

エ 所得

令和 2 年度の本本地域住民一人当たりの分配所得は 2,222 千円で、平成 27 年度の 2,165 千円に比較して 1.02 倍の伸びを示している。令和 2 年度一人当たり分配所得の県平均を 100 とした場合、本本地域は 85 で県平均を 15 ポイント下回る。

【 住民一人当たり分配所得 】 (千円)



資料：令和 3 年度 大分の市町村民経済計算・令和 2 年国勢調査

3 振興対策の成果

本地域における振興対策は、昭和 61 年に半島振興対策実施地域として指定されて以来、法律及び法律の規定を受けて策定した振興計画に基づき積極的に推進してきた。

これまでの各種事業により、半島を循環する国道や県道の改良率は向上し、また観光・レクリエーション施設や生活環境の公共施設、福祉施設等の整備も進み、着実にその成果を上げてきた。

しかし、少子高齢化の進行、地域経済の停滞、依然として残る生活環境基盤の格差、地域間競争の激化等、本地域が活力に富む自立した地域社会となるには、なお厳しい状況が続いている。

4 振興の基本的方向及び重点施策

(1) 基本的方向

本地域は、本県の空の玄関である大分空港を有し、地理的には北九州市と大分市の中間に位置し、半島北部には周防灘フェリーが、また半島南部には東九州自動車道とそれに連結する東九州自動車道、大分空港道路、さらにJR日豊本線が通る。令和7年7月には、大分空港と西大分を結ぶホーバークラフトが復活した。

また、本地域には、豊かな自然と美しい景観、多数の歴史的文化遺産があり、心の豊かさを求める人々の余暇の場として、都市住民等の新しいライフスタイルの受け皿として大きな可能性を有している。これらの国東地域の特性を活かした地域間交流の促進や、地域資源を活かした産業の振興を通じて、若年層の人口流出の防止、U I Jターンの促進等、定住の促進を図る。

本地域の振興については、これまで空港を中心とした広域交通体系を軸として、若者が定住する魅力ある地域づくりを目指し、各種施策を総合的に推進してきたところであり、その結果、道路網の整備など各種公共施設の整備も着実に進んでいる。

しかしながら、人口の減少と高齢化の進展に伴い、地域の基幹産業である農林水産業では後継者問題や従事者の高齢化が課題となっており、また個人経営による中小商店などでも同様の状況で、商店街の空洞化や集客力の低下をきたすなど、地域社会・経済全体の活力の低下を招くといった状況になっている。

このような中で、今後、活力に富んだ真に豊かな地域社会を形成するには、本地域の持つ有形・無形の資源を活かし、地域自らの責任で、地域の魅力を高め、他の地域と競い合っていく自立した地域社会をつくることが重要である。このため、本計画では、地域の特性を活かし、将来にわたって地域が主体となって魅力ある地域社会をつくっていくため、「地域間競争に打ち勝つ個性豊かな地域づくり」を基本目標として、各種施策を総合的に推進するものとする。

また、本計画の基本的方向は、令和6年度に策定した本県の新長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」の基本目標である「誰もが安心して元気に活躍できる大分県」「知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県」と同一基調とし、「安心」「元気」「未来創造」の三つの視点から、地域の持ち味を生かした、個性豊かな地域づくりを推進するものとする。

(2) 重点施策

計画期間を令和7年度から概ね10年間とし、本計画の基本的方向の実現に向け、特に、令和17年の本地域における社会増減率が令和6年を下回らないよう、社会減に歯止めをかけることを目指しながら、次の施策を重点的に推進する。

(ア) 住民が安全で安心して暮らせる地域づくり

【災害に強い県土づくりと危機管理の強化】

本地域の住民の安心の大前提となる「災害に強い県土づくり」を進めるとともに、防災意識向上や「共助」の体制づくりによる地域防災力の向上に努める。

【持続可能な環境づくりの推進】

豊かな自然に恵まれた半島地域において、その天然資源を活用した新たなエコエネルギーの導入促進等による脱炭素社会の構築を図るとともに、豊かな天然自然の恵みを守り、これを将来に継承するための環境に配慮した社会づくりを推進する。

【すべてのこどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり】

子育て世帯が子どもの育ちや子育ての喜びを実感し、子どもたちが自己肯定感をもって健やかに成長できる社会を目指す。

【健康長寿社会の構築と安心できる医療・介護の提供】

住み慣れた地域で、生涯を通じて健康で活力あふれる人生を送ることができるよう、健康寿命の延伸を図り、健康長寿・生涯現役社会の構築を進める。

【障がい者が心豊かに暮らし続ける社会づくり】

障がいに対する住民理解の促進やグループホームなどの住まいの場の確保、芸術文化・スポーツを通じた社会参加の推進など、障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送るための取組を推進する。

また、障がいの特性に応じた仕事とのマッチングや就業面と生活面の一体的な支援による職場定着の推進、工賃向上のための共同受注体制の強化など、障がい者が安心して暮らし、働く社会づくりを推進する。

【多様性を認め、互いに支え合う社会の構築】

住民やNPOなど多様な主体が、地域課題の解決に自ら参画し支え合う中で、地域の複合的な課題等を包括的に受け止める相談支援体制づくりや、子どもから高齢者まで多様な地域住民が参加する多世代交流活動を推進し、誰もがともにつながり支え合う地域共生社会の実現を図る。

【誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりの推進】

犯罪が減少し県民全域で良好な治安が保たれるとともに、地域住民が消費者被害・トラブルを回避し、安心して安全な商品やサービスを購入・消費できる施策を推進する。魅力ある地域の食文化を保護・継承し、豊かな食材を活用した特色ある地域づくりを推進する。

(イ) 住民が元気に活躍できる地域づくり

【自ら考え・動き・みんなで実現する元気な農林水産業】

農山漁村を支える担い手の高齢化や人口減少はさらに加速し、労働力の減少が深刻な状況となっていることから、持続的な生産活動が難しくなっている。加えて、気候変動による猛暑や豪雨をはじめ、国際情勢の不安定化、生産資材や飼料の高騰など、農林水産業を取り巻く情勢は先例のない変化に直面している。

このような変化に柔軟に対応していくためには、それぞれの動向をきめ細かく捉え、経営体と産地・地域の両面から生産性を向上していくことが重要であり、主体的に経営を拡大する「元気な担い手」が地域をけん引し、収益性の高い「元気な産地」をつくり、新たな担い手を呼び込む好循環をより多く生み出すことで、元気な農林水産業の実現を目指す。

【力強く元気な経済を創出する産業の振興】

地域経済を支える中小企業・小規模事業者が社会経済環境の変化に対応し、事業を継続・発展するために、円滑な資金調達や経営基盤の強化を図るとともに、スタートアップが着実に成長できる環境づくりに取り組む。

また、各地に立地する半導体や自動車、食品産業等のものづくり産業を支援し、その競争力を高めていく。

サービス産業は、地域内の事業所数の多くを占める重要な産業であるが、その生産性は他産業と比較して低く、生産性向上が不可欠となっている。人口減少に伴い、国内市場の縮小が懸念される中、海外市場への販路開拓が重要である。

【地域の特色を生かしたツーリズムの推進と観光産業の振興】

美しい自然、歴史に彩られた文化、豊かな食材などの地域資源に磨きをかけ、魅力ある地域を形成し、多くの旅行客が地域を繰り返し訪れることで地域が元気になり、地域経済に好循環をもたらす観光地域づくりを推進する。

個性豊かな地域の魅力を多様な手段で国内外に情報発信し、観光客の来訪を促進とともに、地域住民、観光関連事業者、旅行者がそれぞれの立場から、地域資源を損なうことなく、現在から将来に引き継ぐための持続可能な観光地域づくりを共に行う。

【海外の成長を取り込み共に発展する地域の実現】

地域企業が、海外展開に果敢に挑戦し、アジアのみならず欧米等にもそのウイングを広げ、地域産品の輸出拡大等に通じ、海外の成長を取り込むような施策を展開する。安心して暮らし働く魅力的な地域として外国人から選ばれ、国籍や民族が異なる人々が、対等な関係を築きながら共生する多文化共生社会の実現に向けた施策を展開する。

【誰もが自分らしく、いきいきと活躍できる社会づくり】

生産年齢人口が減少する中にあっても、地域内外から魅力的な就業先として選ばれ、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、多様な人材があらゆる産業でいきいきと活躍・定着し、県内産業が持続的に発展できるような施策を展開する。また、働く場をはじめ、防災や地域づくりなど様々な分野で女性が活躍し、男女が協力して家事や育児を

分担する「共家事」や「共育て」が定着し、企業の働き方改革が進む中で、安心してこどもを生み育てながら働くことができる社会を目指す。

【芸術文化による創造県おおいたの発展】

芸術文化は、人の心を豊かにし、創造性や感性を育むとともに、人々の感情に働きかけ、ゆとりや癒し、感動を与えてくれる。こうした芸術文化の持つ創造性を活かして、その振興にとどまらず、少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化、さらには、産業振興や人材育成など社会的・経済的な課題に対応していく。

【「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進】

年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もがそれぞれのライフステージに応じて日常的にスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を営むことができるよう、スポーツ環境を整備するとともに、高度な専門知識や指導技術を有する指導者を育成する。

(ウ) 新たな魅力を生み出し、未来を創造する地域づくり

【未来へつながる交通ネットワークの充実と企業立地・産業集積の促進】

本地域における交通ネットワークの充実を図り、人流・物流の促進を図るとともに、通勤、通学、通院、買い物などの日常生活に必要不可欠な公共交通の確保・維持に取り組むなど、ハード・ソフトにわたる交通基盤の整備に加え、社会インフラの老朽化対策を計画的に実施することで、地域に住み続けられるような環境整備を推進する。

また、企業誘致や産業集積の好循環を創出する取組を推進する。

【地球の未来を担う人材の確保と魅力ある地域社会の形成】

「第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」において、若者の呼び込みと定着を重点課題のひとつとして位置づけており、本地域の取組を推進する。

また、高齢化の進行による集落機能の低下を補うために高齢化集落対策を推進するとともに、近隣の複数集落相互で機能を補い合うネットワーク・コミュニティの構築を専門家の派遣等の取組により推進する。

【大分県版カーボンニュートラルの推進】

地球温暖化により、極端な気象現象の増加や自然生態系などへの影響が、今後一層深刻化していくことが懸念されるため、温室効果ガスの排出抑制により温暖化の進行を緩和する取組を促進し、「脱炭素社会」の実現を進める。

また、本地域では、多様な製造業や豊かな自然を活かした農林水産業、温泉資源を活用した観光業等、様々な社会経済活動が営まれていることから、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、これら産業の脱炭素化と持続的成長の両立を図る。

【デジタル社会の実現と先端技術への挑戦】

あらゆる企業がDXと先端技術を活用し、課題解決に挑戦するとともに、地場企業による研究開発やビジネスモデルの創出を支援するなど、企業のDXのさらなる推進と先端技術関連の新産業創出に取り組む。

また、行政手続の電子化やマイナンバーカードの取得促進など、これまで構築を進めてきた行政基盤の活用を推進するとともに、住民誰もがデジタル化の恩恵を受け、豊かで便利な暮らしを実感できるよう、防災、医療・福祉、交通、教育や行政分野のDXを推進する。

【変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育む「教育県大分」の創造】

教育を取り巻く時代の要請や潮流を踏まえ、本地域が直面する様々な教育課題に対処し、さらなる高みを目指すため、本地域の全てのこどもたちに、学力や体力に加え、未来を切り拓く意欲やグローバルに活躍する力などを総合的に身に付けさせる教育を推進する。

第2 振興計画

1 基幹的な道路・港湾・空港等の人の往来及び物資の流通に資する交通施設並びに通信施設の設備その他の指定半島地域と国内の地域との間及び指定半島地域内の交通通信の確保

(1) 交通通信の確保の方針

本地域の交通の拠点である空港については、利用者数の増加と空港機能の強化を図るため、既存路線の維持・拡充及び新規路線の誘致等に努めるとともに、空港までのアクセス改善や空港の施設整備等を推進する。また、地域住民の生活を支え、産業の振興を図り、都市との交流等を促進するため、高速交通ネットワークをはじめとする陸路・空路・海路の多様な交通基盤の整備を推進する。

また、住民や企業等の様々なニーズに対応する高速通信環境の整備を進める。

(2) 交通施設の整備

ア 空港の整備

空港利用者数の増加と空港機能の強化を図るため、国内外の既存路線の維持・拡充に向けて、増便・大型化や新規路線の誘致に取り組む。

また、令和7年7月に就航した国内唯一となるホーバークラフトなど、多様な交通アクセスを充実させるとともに、空港ターミナルビル改修等の施設整備や人材確保など受入体制を強化することで、空港の利便性や魅力度の向上を図る。

(現状と課題)

大分空港は、3,000mの滑走路、10バースの駐機場が整備され、東京、成田、大阪、名古屋に向けた国内定期路線（4路線）があり、1日25便が就航している。また、ソウル及び台北に向けた国際路線が就航しており、令和6年度には国内外で年間約191万人が利用している。

本県の空の玄関口として、本地域の産業振興、移住定住、関係人口の増加等に寄与している。また、地域の国際交流に果たす役割は大きく、本県の空の玄関口としてふさわしい空港となるよう空港機能の強化、世界に開かれた海上空港としての整備が求められている。

(振興施策)

国内外の既存路線の増便・大型化や新規路線の誘致を推進する。

ホーバークラフトの活用など、多様な交通アクセスの充実を図る。

ターミナルビル改修等の施設整備や人材確保など受入体制を整備する。

宇宙港への取組等を契機とした空港の魅力度向上・情報発信を図る。

民間の資金とノウハウを活用したコンセッションの導入に向けた検討を行う。

空港施設や車両等のCO₂排出量削減など、カーボンニュートラルを推進する。

イ 道路の整備

(ア) 国道・県道・市町道等の整備

行政の広域化や少子高齢化への対応など社会経済情勢の変化や、半島地域特有の地形に起因する課題などを踏まえ、暮らしや産業を支え、地域間の連携・交流を促進する道路整備を推進する。

(現状と課題)

幹線道路網については、高規格道路である大分空港道路及び日出バイパスにより、半島東南部と東九州自動車道が連結されている。

大分空港道路の一部4車線化により、通行車両の速度低下の課題が改善され、大分空港への速達性が向上している。一方、事故や積雪等による通行止めが発生するなど、安全性・定時性に課題がある。

国道、県道、更には市道・町道を体系的に整備した結果、半島地域内の国道、県道の改良率は県平均を上回る状況となっているものの、半島地域特有の複雑な地形に起因する線形不良区間や幅員狭小区間は未だ残されている。

出入りの激しい半島の海岸線に沿って循環する一般国道213号では、一部で道路改良を進めているものの、線形不良区間が多く存在し、安全で快適な走行に支障をきたしている。

国道・県道を補完し、地域住民の生活道路として利用される市道・町道は、大部分が歩道も無く幅員の狭い1車線道路であるため、日常生活に支障をきたしているとともに、災害時における脆弱性が課題となっている。

(振興施策)

①幹線道路網の整備

半島西部の幹線道路網として、構想路線である宇佐国見道路を代替する国道213号など現道を活用した道路整備を推進する。

大分空港道路の暫定2車線区間の4車線化について検討を進める。

②国・県道・市町道等の整備

国道・県道は、大分県中長期道路整備計画「おおいたの道構想2024」に基づき、半島地域における暮らしや観光・産業の振興を支援するため、拠点間又はこれらと幹線道路等を結ぶ道路のネットワーク強化を推進する。

市道・町道は、豊後高田市、国東市、杵築市、日出町が組織している国東半島振興対策協議会の策定した「国東半島地域道路整備構想」に基づき、市町において整備を推進する。

(イ) 農道・林道等の整備

本地域の生産活動や流通の合理化・広域化、農山村地域の生活環境の改善、森林の適正な維持管理を図るため、農道、林道等の整備を促進する。整備にあたっては、一般道路との調整を図り、実情にあった規格設定、地元の意向や一般交通量などを考慮し、開設コストの低減、整備の迅速化を図る。

(現状と課題)

杵築市から国東市を経由し豊後高田市までをつなぐ広域農道等が整備されているが、狭隘な圃場内農道等があり、農畜産物の流通や営農の支障となっている。

本地域の林道等の整備状況は、令和6年度末で林内路網密度、林道密度、作業道密度のいずれも県平均を下回っている。

(振興施策)

農畜産物の流通や農業生産活動の効率化を図るため、農道の整備及び維持保全に取り組む。

林業経営の合理化と森林の適正な維持管理・利用を図るため、林道・林業専用道・作業道の整備拡充を推進する。

ウ 鉄道の整備

(現状と課題)

本地域を通るJR日豊本線には単線区間が残っており、複線化が望まれている。

(振興施策)

県と沿線自治体において、国やJR九州に対して高速化や複線化の実現を要望していく。

エ 港湾の整備

港湾が物流や産業の拠点として十分に機能を発揮できるよう、所要の施設整備を図るとともに、老朽化した施設に改良を加えるなど、既存施設の有効活用も計画的に進める。

(現状と課題)

本地域には、守江港をはじめ地方港湾が7港、知事が指定する56条港湾が2港あり、地域の産業や住民の生活を支える基盤として利用されている。

地域産業の物流拠点として、水深や荷さばき地の不足など、機能が十分ではない。

施設の老朽化により重量制限が必要となるなど、利用効率が低下しているため、適切な改良による有効活用が必要となっている。

物流、交流、観光、レクリエーションなど、港湾空間へのニーズが多様化している。

(振興施策)

港湾が物流や産業の拠点として十分に機能を発揮できるよう、守江港納屋地区等において所要の施設整備を進めるとともに、多様なニーズに対する検討も進める。

高田港呉崎地区等において、施設の老朽化等により利用効率の低下した施設に適切な改良を加え、既存施設の有効活用を図る。

(3) 地域における公共交通の確保

(現状と課題)

地域公共交通の利用者の減少や運転手不足により、乗合バスの不採算路線の廃止・減便が相次ぐとともに、時間帯や特定の地域によって対応できないタクシーが増加している。

通勤・通学・買い物や通院などの社会生活を営むためには安心・安全な交通手段の確保は極めて重要であり、地域公共交通を維持していくことが必要である。

少子高齢化や過疎化の進行に伴い、通院や買い物等に係る移動の困難を抱える人が増加している。

本地域には、離島航路が国東港伊美地区－姫島港間に12便／日（冬期は11便／日）あり、地域住民の日常生活・社会生活の移動手段として利用されている。

(振興施策)

地域における公共交通を維持するため、運転手の確保に向けた支援や需要喚起による利用者の増加を図るとともに、バス事業者及び、コミュニティバスを運行する市町に対し、運行費補助などを行う。

病院や介護施設、学校への送迎、地域住民の協力など、多様な主体と交通事業者が連携し、交通弱者対策を実施する。

港湾施設の定期点検を確実に行い、適切なタイミングで補修を実施する。

(4) 情報通信環境の整備

超高速ブロードバンドサービス提供地域や携帯電話通話エリアの拡大を図るとともに、地域ケーブルテレビ網の整備促進による情報化の均衡ある発展、地域公共ネットワークの電気通信事業者の利用促進による地域間の情報通信格差の是正を図る。

(現状と課題)

超高速ブロードバンドサービス（ケーブルテレビ、F T T H、L T E）については、現在、ほぼ全域でサービスが提供されている。

山間地が多いなどの地理的要因による携帯電話の不感地域を解消し、通話エリアの拡大を図ることが求められている。

ケーブルテレビについては、現在、ほぼ全域でサービスが提供されている。

光ファイバーによる地域公共ネットワークの整備については整備が完了し、本地域を含め全県を結ぶ「豊の国ハイパーネットワーク」に接続しているが、今後、地域公共ネットワークの民間利用を促進することが求められている。

(振興施策)

電気通信事業者などと連携し、全域での超高速ブロードバンドサービス提供に向け、取組を進める。

携帯電話不感地域の解消に向け、移動通信用鉄塔施設の整備を促進する。

地域公共ネットワークとして整備した光ファイバーを電気通信事業者に利用させることにより、超高速ブロードバンドサービス提供地域や携帯電話通話エリアの拡大を図る。

2 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発

(1) 産業の振興及び観光の開発の方針

農林水産業については、園芸・畜産の生産拡大を中心とした農業の成長産業化、循環型林業の確立による林業・木材産業の持続的な発展、環境変化に対応し豊かな海を次世代につなげる水産業への転換を進めるため、元気な担い手の育成・確保や元気な産地の形成に取り組む。

商業・サービス業については、商店街等の活性化やコミュニティ機能強化に取り組む民間事業者や商店街・商業者団体等を積極的に支援するとともに、地域の商業・サービス業をリードする人材の育成を図る。また、先端技術による業務効率化や省力化等に向けた取組やデジタル技術等を活用した効果的な情報発信に取り組む事業者を支援する。さらに、付加価値の高い商品・サービスの開発や県産加工品を国内外に販路拡大する事業者を後押しする。

工業については、ものづくり企業がこれまでに培った技術や設備等を活用して取り組む新分野への挑戦を支援し、新たな産業の創出を目指すとともに、企業のニーズに的確に対応できる立地環境の整備を進め、企業誘致を積極的に推進する。

観光の開発については、住んでいる人々が誇りを持ち、魅力を感じる地域が形成されれば、その評判が周囲に拡がり、観光客が訪れるようになることから、観光と地域づくりを一体のものとし、関連分野が連携した総合的なツーリズムを振興するとともに、国東地域の豊かな自然や歴史・文化を生かした「峯道ロングトレイル」などの体験型商品づくりや、増加する海外からの観光客をしっかりと取り込んでいくための受入態勢の整備などに加え、サイクリング、トレッキング、マリンスポーツなど多様なアクティビティによる誘致なども積極的に進める。

また、国東地域及び近隣市町村が密接に連携して、広域的・多角的な観光施策を展開し、個性豊かな魅力を多様な手段で国内外に情報発信することによって、観光客の来訪を促進するとともに、誰もが安心して観光を楽しめる、おもてなしにあふれる観光地づくりを推

進する。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業

農業の成長産業化に向けて、スマート技術の導入など将来を担う高収益な経営体の育成・確保を図る。また、多様化するマーケットに対応するため、園芸基幹品目の大規模園芸団地づくりや高能力な繁殖雌牛の増頭など、園芸・畜産を中心とした生産拡大を進める。

(現状と課題)

令和2年の農家数は3,527戸（対県比18.4%）、令和6年の耕地面積は10,711ha（対県比19.9%）となっている。

令和5年度までの水田の整備率は80.5%となっている。

園芸については、マーケットニーズの高いねぎ等の産地拡大が進んでおり、さらなる生産振興に向け、大規模園芸団地の整備や安定生産体制の構築が求められている。

畜産については、中山間地域を中心に肉用牛、乳用牛、豚、鶏等が飼育され、一部地域では混住化が進んでいるが、全体的には環境に配慮した振興が図られている。

本地域には、農業農村文化の情報発信基地、都市と農村の交流施設として、大分農業文化公園が整備されている。

高齢化や担い手の減少が加速する中、持続的に農業生産ができる体制の整備や担い手の育成・確保が求められている。

(振興施策)

①生産基盤・生活基盤の整備

ほ場の大区画化とともに水管理省力化を図る地下水位制御システムや水路のパイプライン化等を推進する。

集落道、汚水処理施設、防災施設等の整備を進め、住民が健康で安心して暮らせる生活環境基盤の整備を図る。

農地・農業水利施設などの地域資源を適正に管理・更新することにより、環境保全と多面的機能の維持・増進を図る。

大分農業文化公園や直販所等を拠点に、都市住民に豊かな自然や農山漁村に関する情報を提供し、都市と農山漁村との交流を促進する。

②園芸（野菜・果樹・花き）の振興

園芸基幹品目（白ねぎ、こねぎ、いちご、キウイフルーツ、かぼす、ハウスみかん等）を定め、産地拡大を目指す。

規格・技術の統一や集出荷施設の集約・整備により、産地間連携による安定出荷を図る。

③畜産の振興

省力管理技術の導入や飼養管理技術の向上により、経営の安定を図る。

耕種農家等と連携し、飼料作物の生産拡大と堆肥の利用促進による地域循環型農業を推進する。

④担い手の育成・確保

認定農業者、参入企業、集落営農法人など産地をけん引する中核的経営体の規模拡大や省力化技術の導入等を進め、経営拡大を図る。

就農学校やファーマーズスクールでの研修を通じて、新規就農者の確保を図る。

中山間地域等直接支払制度の対象集落や地域計画の策定集落を中心に、水田農業の担い手として集落営農の組織化・法人化を推進する。

中山間地域を面的に支える集落営農法人は、集落の維持、農地の保全等からも重要な担い手であることから、経営拡大や広域展開を支援する。

新規就農のための情報発信を積極的に行い、農家の子弟や他産業からの従事者等の確保を図る。また、女性の経営参画や起業など経営強化を推進する。

体験学習や出前講座等、幼少期から農業との関わりを深める取組を進める。

イ 林業

持続的な林業生産活動を実施していくために、作業の省力化や労働強度の低減に向けた機械やスマート技術の導入等を進める。また、先人が築いてきた豊富な資源を着実に活用し、未来へと資源をつなぐことで循環型林業の確立に取り組む。

(現状と課題)

本地域の森林面積は、約5万1千haと総土地面積の約58%を占め、そのうち約40%が人工林である。

県土の保全や水源のかん養、二酸化炭素吸収による地球温暖化の防止など、森林の公益的機能の発揮に対する住民の関心が高まっている。

山村地域の過疎化に伴う担い手の減少や高齢化などにより、生産活動が停滞している。

本地域では、瀬戸内型乾燥地帯の気候を生かし、良質な乾しいたけを生産している。また、マダケ等の主要産地として、良質な竹材を造園や製品加工用として供給している。

本地域のイノシシ、シカ等による農林作物被害は、令和6年度で18,918千円となっており、過疎、高齢化に悩む地域にとって問題となっている。

森林の持つ公益的機能の発揮には、林業生産活動と山村地域の活力維持が不可欠であり、地域内の林業・木材産業の振興を図る必要がある。

(振興施策)

①林業生産基盤の整備

林道・林業専用道・作業道などの路網整備等を推進するとともに、高性能林業機械等の

導入を進めることで、素材生産コストの低減を図る。

②特用林産の振興

しいたけ生産者の高齢化に対応した作業負担の軽減と経営の安定、生産量の増加、品質の向上を図るため、簡易作業路の開設、人工ほだ場や散水施設など、生産基盤の整備を推進する。

造園用や製品加工用などとして良質な竹材の生産拡大を図るため、荒廃竹林の優良竹林化を進める。

③担い手の育成・確保

本地域内の意欲ある林家の活動を支援し、地域リーダーの養成を図るとともに、研修等により林業後継者及び新規参入者を育成する。

森林組合など、中核的経営体への規模拡大を進めることで、不在村者など自ら経営管理できない者が所有する森林の経営を集約できる体制を構築する。

④野生鳥獣被害対策

集落住民自らが捕獲に取り組み、集落を餌場とさせない「集落環境対策」、防護柵等の設置を行う「予防対策」、計画的かつ効果的な捕獲活動を行う「捕獲対策」等の取組を支援し、鳥獣被害の軽減を図る。

ウ 水産業

環境の変化に対応し、持続的な水産業への転換を図るため、漁船漁業では操業データの有効活用や新たな増殖モデルの導入などを進める。養殖業では貝類や海藻などの無給餌養殖の推進等を行う。また、全国豊かな海づくり大会を契機とした魚食普及の推進など、地域産の魚の消費拡大に向けた取組を強化する。

(現状と課題)

本地域の令和5年の漁業経営体数は333経営体（対県比22.1%）、海面漁業・養殖業生産量は4,181t（推計）（対県比11.5%）、生産額は約25億円（推計）（対県比7.3%）である。

漁船漁業では、小型底びき網や船びき網、刺し網、釣り、定置網などが盛んに営まれ、マコガレイやマダイやサワラ、イカ類、シラスなどが漁獲されている。

養殖業では、浅海干潟域等を利用してカキやヒジキなどが生産されている。

域内には、県管理漁港2港、市町管理漁港28港が存在する。

地域の基幹産業である漁船漁業の漁獲量は総じて減少傾向にあり、水産資源の回復が急務となっている。

漁業経営は依然として厳しい状況にあり、漁業者の減少と高齢化が進んでいる。

全国豊かな海づくり大会の開催を契機として、水産物の消費拡大に向けた機運が高まっている。

県漁協の加工処理施設を活用し、ハモの骨切り加工と販売促進に取り組んでおり、さらなる販売力の強化が求められている。

(振興施策)

①つくり育てる栽培漁業の推進と養殖業の持続的発展

魚礁・増殖場などの造成や海底堆積物の除去など、魚介類の産卵・成育場となる生産基盤の整備を推進し、海域の基礎生産力の向上を図る。

漁場環境整備や種苗の拠点放流、休漁期間の設定などの資源管理の強化を一体的に行う増殖モデルの導入等により、水産資源の回復を図る。

新規養殖魚種の導入やマーケット・環境に配慮した養殖業の推進により、養殖業の持続的な発展を図る。

②水産物の流通対策

漁業者等が連携して、消費者ニーズに応じた水産物の生産・加工・流通を一貫して促進し、漁業経営の改善を図る。

全国豊かな海づくり大会を契機として、地域産の魚の学校給食等への利用促進による漁食普及の更なる推進を図る。

ハモなどの産地加工体制等の強化による高付加価値化や、産地・流通業者・量販店等が一体となった販促の強化に取り組む。

③担い手の育成・確保

水産業の持続的発展に対し先導的役割を担う中核的漁業者の育成を図る。

新規就業者の確保、漁村女性の活動支援など、担い手の総合的な育成・確保対策を講じる。

漁業経営の多角化に向けた低コスト無給餌養殖などの普及拡大に取り組む。

次代を担うこどもたちに水産業の魅力を発信する海づくり教室等を開催する。

④にぎわいあふれる漁村づくり

漁業生産基地の役割を担う漁港とその後背地における生活環境基盤の整備を進める。

地域資源の価値や魅力を活かした海業の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図る。

漁業生産基地の役割を担う漁港とその背後地における生活環境基盤の整備を進める。

地域資源の価値や魅力を活かした海業の推進により、水産業と観光をはじめとする他産業と連携し、地域の所得向上と雇用機会の確保を図る。

(3) 商工業等の振興

ア 商業・サービス業

人口減少や消費者ニーズの多様化等により、地域の商店街を取り巻く環境は厳しい。地域におけるコミュニティの拠点として、空き店舗の改修やデジタルツールの活用等によ

り、持続的な商店街の活性化を図る。

また、サービス産業は、県内の事業所数の約8割を占める重要な産業であるが、他産業と比べて労働生産性が低いことから、DXや経営革新、海外展開などを推進し、生産性や売上向上を後押しする。

(現状と課題)

本地域は、多くの谷筋に分断された半島特有の地形から、人口が分散しており、大きな商業集積の少ない地域である。

各市町の商品販売額のこの地域におけるシェアは、豊後高田市21.0%、杵築市

31.0%、国東市19.4%、日出町32.3%となっている。

本地域には零細な商店が多く、中心市街地においても空き店舗が増加するなど、空洞化が進行していることから、商業の振興を推進し、商業機能の維持・向上を図る必要がある。

AIやロボット等の先端技術を取り入れた新しい経営戦略に転換していく必要がある。

中小企業・小規模事業者の経営環境は大きく変化しており、経営者の意識改革を図り、経営革新などにより、新市場や成長分野へのチャレンジを促すことが重要である。

新たに海外展開にチャレンジする事業者の意欲を醸成するとともに、海外ニーズを踏まえたマーケットインのものづくりが求められる。

(振興施策)

域外需要の取り込み等による商店街等の活性化及びコミュニティ機能強化を推進する。

次代を担う意欲的な商業・サービス業人材を育成するため、幹部候補生などの若手や後継者を対象とした商人塾を開催する。

生産性向上に資する先進的な取組や先端技術の導入促進、新サービスの提供を目指す創業や経営革新、デジタル活用等による効果的な情報発信を行う事業者を支援する。

海外からでも購入可能な越境ECサイトにより、インバウンド観光客をはじめ、海外からの県産品の購入等を促進する。

「Oita 食輸出コンソーシアム」の関係機関が一丸となって、事業者のニーズにきめ細やかに対応し、海外展開を支援する。

イ 工業

产学研連携による研究開発や先端技術の活用等により企業の生産性向上を促進し、ものづくり企業の付加価値を高め、「稼ぐ力」の向上を図る。加えて、産業集積をさらに進展させ、地域雇用や経済振興に貢献するものづくり企業の技術力・企画開発力の維持・発展を図る。また、社会経済環境の変化に適応しながら大分県のものづくりを支えていく高度な専門技術人材を有する研究開発型企業の創出を図る。

(現状と課題)

中小企業においては、省エネルギー対策などの情報やノウハウ、資金的余裕の不足から環境対応への取組が遅れている。

ベンチャー企業については、技術や商品、サービスに新規性や競合との差別化要素があり、高い成長が期待されるものの、経営ノウハウや資金等経営資源の不足、認知度が低いことによる市場開拓の困難性など、特有の問題を抱えている企業が多く見られる。

本県は、各産業の核となる企業が立地し、関連企業等の集積が集積を呼び込み、大きく成長してきた。自動車関連産業や半導体関連産業などは大きな変化の最中にあるが、そうした中にあっても、ものづくり企業が持続的にその付加価値を高めていく必要がある。

先端技術を中心とする新ビジネスも生まれる中で、企業等の投資意欲が高い好機を逃すことなく、企業の要望に対応できる適地の確保が求められている。

地域の中小企業では、若手技術者や高度ものづくりの人材が不足し、企業の人材育成の負担が大きくなっている。

研究開発を伴う製品化や技術力の蓄積の機会が少ないため、企業単体で設計や評価・解析・開発まで一気通貫で実現できる人材が育成されていない。

(振興施策)

①ものづくり産業の「稼ぐ力」の向上

省エネコーディネーターによる省エネ関連情報の提供等により、中小企業への一層の省エネルギー対策の浸透を図る。

企業の経営革新を段階に応じて支援するとともに、新しい技術やビジネスモデルに挑戦する企業の育成を図るなど産業集積に活力を与える環境の整備を推進する。

大学や国の研究機関等と連携した研究開発成果を県内企業に展開するなど、オープンイノベーションを推進することで、企業の技術価値向上を支援する

自動車関連産業では、次世代自動車産業（EV関連等）への参入や半導体産業との連携による経営多角化、取引機会の拡大などへの支援や、次世代空モビリティなど新分野への進出を支援する。

半導体関連産業では、新生シリコンアイランド九州を担う人材の確保・育成、台湾企業等との連携による販路拡大、後工程分野等の体制強化、新規事業創出などを支援する。

食品関連産業では、市場ニーズを踏まえた商品開発、海外展開やテストマーケティングなどへの支援を行うとともに、農業生産者と食品加工業者が一体となった商品づくりなど農商工連携を促進する。

自動車、半導体、デジタル分野などの産業構造の変革や工業製品等の高品質化・高付加価値化などに対応した技術開発等ができる企業技術者の育成を支援する。

先端技術等に関する講義や高度な評価・解析機器等の活用など、実践的な人材育成プログラムを通じた高い専門性を有する企業技術者の育成を支援する。

②企業の誘致対策

スピード重視の経営や資産効率重視の経営など企業ニーズの動向を踏まえ、立地ニーズへの迅速な対応、市町と連携した産業用地の確保、企業の初期投資軽減のための補助制度の充実、産業人材育成による労働力の確保など、より魅力ある立地環境の整備を進める。

本地域内に立地の可能性のある企業について、業種、業態にこだわらず、情報収集及び訪問活動を積極的に実施する。特に、自然環境との調和に配慮しながら、地域の特性を活かした企業立地の促進を図るとともに、地域産業と密着した分野等にも着目した企業誘致を推進する。

（4）観光の振興

本地域は、白砂青松の海岸、なだらかで優美な山岳とそれとは対照的な奇岩奇峰の山々など美しい自然景観を有し、半島中央部にある両子山から夷耶馬・鷺巣岳地域及び文殊山にかけては瀬戸内海国立公園に、またその周辺部一帯及び海岸線に沿った地域は国東半島県立自然公園に指定されている。

半島一円に点在する寺院、石仏、石塔などの「六郷満山」と呼ばれる仏教文化遺跡、城址や武家屋敷などの歴史的文化遺産、昭和30年代の町並みをよみがえらせた「豊後高田昭和の町」など、魅力的な観光資源が豊富で、訪れる人々にとって大きな魅力となっている。また、トレッキングやマラソン大会、サイクリングなどのスポーツが楽しめるスポット、工房やギャラリー、温泉宿泊施設など、様々な分野の観光資源に恵まれている。

住んでいる人々が誇りを持ち、魅力を感じる地域が形成されれば、その評判が周間に拡がり、観光客が訪れるようになることから、観光と地域づくりを一体のものとし、関連分野が連携した総合的なツーリズムを振興するとともに、国東地域の豊かな自然を活かした体験型商品づくりや、増加する海外からの観光客をしっかりと取り込んでいくための受入態勢整備などに加え、サイクリング、トレッキング、マリンスポーツなど多様なアクティビティによる誘致なども積極的に進める。

九州横断自動車道と大分空港道路を結ぶ日出バイパスが開通し、大分空港と西大分を結ぶホーバークラフトが復活したことから、地域外から大分空港への交通アクセスが容易になった。交通基盤の整備が図られ、アクセス条件が向上していることは観光や地域間交流を促進させる一方で、地域間の競争も激しくなっているため、他地域との差別化を図ることが重要である。

その一方、半島地域特有の複雑な地形により、観光施設までのアクセス道路に線形不良区間や幅員狭小区間があり、観光バスなどの通行に支障をきたしている。

国際化の進展に伴い、外国人観光客の誘致や受け入れ環境の整備を図る必要がある。

旅行形態が団体から個人・グループに移行するなど、観光スタイルが大きく変化する中、地域にある資源を見つめ直し、磨き上げて地域の魅力を高めていくことが求められている。

さらに、国東地域及び近隣市町が密接に連携して、広域的・多角的な観光施策を展開し、

個性豊かな魅力を多様な手段で国内外に情報発信することによって、観光客の来訪を促進するとともに、誰もが安心して観光を楽しめる、おもてなしにあふれる観光地づくりを推進する。

(振興施策)

観光と地域づくりを一体とするツーリズムを推進する。

地域資源を活かした民間の自主的・主体的な地域づくり活動を支援するとともに、地域の特性や景観に配慮したまちづくりを推進する。

農林水産業や工業、商業、サービス業などの産業や地域の伝統的民俗行事や祭り、音楽祭、トレッキングやマラソン大会、ビーチバレー・ボール大会など、文化・スポーツと融合させた総合的なツーリズムを推進する。

本地域の天然自然や、仏教文化遺産等を活かした広域観光ルートの設定を行う。(歴史・文化をたどるルート、芸術ルート、テーマパークを訪れるルート等)

地域の特性や景観を活かした町並みづくりや、手話通訳者などのサポートボランティアの育成支援、複数言語による案内システムの整備など、観光客をやさしくもてなす受入体制を構築する。

地域内にある大分空港では、韓国との国際定期便や台湾との連続チャーター便が運航されていることから、東アジアからの観光客を国東地域に周遊させる体制づくりを進める。

観光地へのアクセス道路の整備など、安全で快適に観光ができる道路環境づくりを進める。

ツーリズム環境の整備に資するため、宿泊客数・交流客数の把握や傾向分析を行う。

九州観光機構との連携のもと、国内外に向け情報発信を行う。

3 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進

(1) 就業の促進の方針

地元で働きたいと考える若者の県内就職・定着を支援するとともに、都市圏を中心とする県外からのU I Jターン希望者へのきめ細やかな支援を行う。

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的性別役割分担意識）は、女性の就業の促進を阻害する可能性があるため、意欲のある女性が就労しやすい職場環境の整備とともに、家庭・職場、地域の意識改革を進める。

(2) 就業促進対策

(現状と課題)

人口減少の進行や国内外での競争が激化する中、本地域の産業の維持・発展のためには、優秀な人材の育成・確保が重要である。そのため、若年者、女性、高齢者、障がい者など様々な層に対する就業支援など、社会参加を促進することが必要とされている。

多様な人材の活躍を促進するためには、長時間労働の是正や労働生産性の向上、年次有給休暇・男性の育児休業の取得促進、テレワーク等の時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の導入などによる「働き方改革」に取り組むことが必要である。

(振興施策)

産業界との連携を強化し、高校生をはじめとする若年者の人材育成や在職者の技術・技能の向上に努める。

人材を確保、定着させ、生産性の向上を図るため、多様で柔軟な働き方ができるよう、企業の働き方改革の実現に向けた取組を推進する。

キャリアアップや将来管理職を目指す女性を対象にした研修を行う。

4 水資源の開発及び利用

(1) 水資源の開発及び利用の方針

水は、地域住民の日常生活に直結し、健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものであり、農業、工業などの産業活動を支える基本的な資源である。このため、水質及び水量の安定した水資源確保を図るとともに、水道については計画的な整備と施設の適正な管理を行うことにより、安心して飲める水の供給を図る。

(2) 水資源確保対策

(現状と課題)

本地域の水道普及率は、令和5年度末現在で76.3%となっており、県平均の92.2%を大きく下回っている。規模が小さな簡易水道事業、特に組合営の簡易水道は、経営が脆弱なため施設の老朽化が進んでいる。

本地域は、桂川、八坂川をそれぞれ水源とする豊後高田市、杵築市のほかは、大きな河川に恵まれず、浅井戸、深井戸の地下水源に頼っている。このため、早期に水道の普及率向上を図る必要があり、水質及び水量の安定した地下水源や海水淡水化施設等の水源の確保が必要である。

他方で、本地域には、多くのため池が存在し、その大半は築造年数の経過により老朽化が進行していることから、洪水や地震が発生した場合には決壊により下流に甚大な被害を及ぼす恐れがある。

(振興施策)

新たな水道資源を開発する市町に対し、国費・県費による事業費の助成を行い、水源確保の促進を図る。

営農用水の水源対策はもとより、住民の安全を確保する観点からも既設ため池の改修等

を行う。

森林の水源かん養機能の発揮のため、水源かん養保安林や干害防備保安林の指定を推進するとともに、グリーンダムの設置、治山事業等を積極的に行い、水源地域における森林の整備を推進し、水資源の確保を図る。

(3) 水資源の利用

水道広域化の施設整備を行う市町に対し、国費・県費による事業費の助成を行い、水道施設の整備促進を図る。また、下水、産業排水等の再生利用等水資源の有効利用を促進するとともに、合理的な水利用について啓発活動を行い、節水意識の高揚を図る。

5 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

安心で快適な居住環境を整備することは、そこに住む人々の生活に潤いと豊かさをもたらすだけでなく、若者の定住や都市との交流、企業の誘致等を促進するうえでも重要である。このため、水環境を保全し、廃棄物を適正に処理するため、下水道、廃棄物処理施設等の整備を進めるとともに、様々な世代が快適にくつろぎ、交流ができる公園の整備、新しいライフスタイルに対応したデザイン、設備等を有する賃貸住宅の供給を促進する。

(2) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

ア 下水道等の整備

下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設整備を「大分県生活排水対策基本方針」並びに「大分県生活排水処理施設整備構想2015」に基づき、効率的かつ計画的に推進する。

(現状と課題)

本地域の污水処理人口普及率は、令和6年度末で77.0%と、県平均(84.0%)、全国平均(93.7%)に比べかなり低い状況にある。

本地域の貴重な水環境を保全するためには、下水道の整備や合併処理浄化槽への転換など、生活排水処理への取組を進める必要がある。

人口減少に伴う使用料収入の減少や、既存施設の老朽化対策費の増大などにより、生活排水処理事業の経営環境はより厳しさを増している。

(振興施策)

地域の特性に応じた生活排水処理手法を推進するとともに、下水道整備や合併処理浄化槽への転換を行う市町に対し助成を行う。

市町村の枠を超えた連携により効率的な管理を図る「広域化・共同化」の取組を進める。市町と連携した生活排水処理に関する啓発活動により、下水道等への接続や合併処理浄化槽への転換を促す。

イ 廃棄物処理施設等の整備

「大分県ごみ処理長期広域化・集約化計画」（令和7年度策定予定）に基づき、各市町で策定される廃棄物処理計画との整合性を保ちながら、廃棄物処理施設を整備する。

(現状と課題)

「第5次大分県廃棄物処理計画」（令和2年度策定）の広域化ブロックにおいては、杵築市、日出町は別府市と同じ別府ブロックに、豊後高田市、国東市は宇佐市、姫島村と同じ県北ブロックに分かれており、それぞれの一般廃棄物処理計画に基づいてごみ処理等が行われている。

宇佐市、豊後高田市、国東市の3市が一部事務組合を設立し、新たなごみ処理施設を整備し、令和7年度から供用を開始しており、引き続き、廃棄物の広域処理体制を推進していく。

(振興施策)

令和7年度に策定する「第6次大分県廃棄物処理計画」に基づき、当該地域に必要な中間処理施設、最終処分場の整備を進める。

また、本地域では畜産業が盛んであるため、家畜排せつ物については、適正管理を行い、たい肥化等による利用促進を図る。

(3) 公園等の整備の推進

豊かな地域づくりを進めるため、高齢者やこども・子育て世帯など様々な世代の住民が快適にくつろぎ、交流ができる公園づくりを推進する。

(現状と課題)

都市公園の整備は、これまで計画的に進められてきたが、本地域の1人当たりの都市公園面積は令和5年度末で12.1m²と、県平均（12.4m²）よりやや低い状況にある。

都市公園や緑地は、運動やレクリエーション活動など、様々な活動の拠点となるオープンスペースとしてのニーズが高まっている。

遊具など公園施設の老朽化が進む中、利用者のニーズに応じた公園づくりが求められている。

(振興施策)

豊かな緑とオープンスペースの確保を図り、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しめ、安心で居心地の良い公園等の整備を計画的に推進する。

(4) 住宅関連対策

住民一人ひとりが豊かさを実感できる住生活を営むことができるよう、ニーズに対応した安全で良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を促進する。また、空き家情報の提供や空き家居住の促進による移住受入など、空き家の利活用を推進する。

(現状と課題)

本地域の高齢化率は高く、高齢者対策や定住促進のための支援や整備が必要である。住み慣れた住宅で安全に暮らし続けるためには、地震に強い住まいづくりが求められている。

本地域は高齢化が急速に進んでおり、高齢者が安心して快適に生活できる住宅の整備が必要となっている。

高齢者や障がい者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者がそれぞれのニーズにあった住まいに、円滑に入居し、安心して生活するための支援が求められている。

多くの公営住宅で躯体や屋上防水などの老朽化が進んでいる。

所有者の管理が不十分で放置された空き家等は増加傾向にあり、倒壊や火災の危険性、環境や景観に与える影響など様々な課題を抱えている。

利用可能な空き家について、移住・定住のための環境整備の面からもその利活用につながる取組を強化していくことが必要である。

(振興施策)

木造住宅など建築物の倒壊を防ぐための耐震化を促進するとともに、居住水準・住宅性能の向上など良好な住環境の確保を目指す。

利用しやすい間取りへの変更や老朽化した設備の改修、バリアフリー化など、公営住宅の改善を推進する。

住宅確保要配慮者の安定した居住の確保に向け、居住支援体制の充実を図る。

若者等のU I Jターンによる移住・定住促進を図るため、豊かな自然環境や広い敷地等、地域の特性を生かしながら、新しいライフスタイルに対応したデザイン、設備等を有する良質な賃貸住宅等の供給を促進する。

空き家適正管理の啓発及び相談体制の充実や、地域活動などの利活用を促進する。また、空き家バンクの情報充実や空き家を含めた住宅取得等の住宅対策を推進する。

(5) 生活サービスの持続的な提供

人口減少の中で、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の思いをかなえるため集落の特徴的機能の強化と連携によるネットワーク・コミュニティの形成を推進する。また、

設立後、高齢化し世代交代が進まない地域運営組織の担い手確保や、組織の再構築を支援する。

公共交通の確保・維持に加え、デマンド交通の導入や、N P O 等地域の様々な団体との協働による移動手段の確保等により、地域の実状に応じた取組を進める。

(現状と課題)

人口減少や高齢化の進展に伴う公共交通機関の廃止や商業施設の閉店等により、通院や買い物等の移動手段に困難を抱える人が増えている。

(振興施策)

集落同士が機能を補い合うネットワーク・コミュニティの構築を引き続き推進するとともに、担い手確保や組織の再構築を支援する。

ネットワーク化のためのデマンド交通など地域公共機関の確保や I C T の活用を推進する。

高齢化でニーズが高まっている移動支援や買い物支援など生活支援の取組を強化する。

集落と幹線道路を結ぶ道路整備を推進するとともに、集落の孤立を防ぐ道路防災対策、路肩拡幅や防草対策など地域のニーズや実情に応じた生活道路の改善を推進する。

6 医療の確保等

(1) 医療の確保の方針

「安心で質の高い医療の確保」を基本理念に、令和 6 年 3 月に策定した「第 8 次大分県医療計画」に基づき質が高く効率的な医療提供体制の整備を推進する。

また、急速に少子高齢化が進行する中で、容易に医療機関で受診できない地域において住民の医療を確保するため、へき地医療拠点病院の機能強化を図るとともに、半島地域内の他の医療機関等との連携を図るなど各種の対策を推進する。

(2) 医療の確保に向けた施策

(現状と課題)

本地域は、人口 10 万人対の病床数、医師数とも、県平均を下回っている。

本地域の中核病院である 3 つのへき地医療拠点病院（国東市民病院、高田中央病院、杵築市立山香病院）の医師の確保と設備の充実により、更に専門性の高い医療を受けることができるようになるとともに、プライマリ・ケアを担う半島地域内の医療施設との連携を推進していく必要がある。

本県では、8 市町村に分娩取扱施設がないが、このうち 3 市町（国東市、豊後高田市、日出町）が国東地域となっている。

(振興施策)

医療機関の医師確保については、自治医科大学卒業医師及び大分大学地域枠卒業医師をへき地医療拠点病院に派遣する。

医学生に早くから、へき地医療に关心を持つてもらい、将来へき地医療に進む動機付けするために、へき地の医療機関での体験研修を実施するなど、大分大学医学部とも連携しながらへき地勤務医師の確保に努める。

へき地医療拠点病院の施設・設備の整備を促進するとともに、無医地区に対する巡回診療の取組を支援し、へき地医療拠点病院の機能を充実する。

へき地診療所の施設・設備の整備を促進し、へき地診療所の診療機能を強化する。

へき地住民の受診機会を確保するため、市町が実施する地域公共交通施策と連携し、通院を支援する体制を整備する。

本地域内の産婦人科医の確保や、近隣に分娩施設がない妊産婦に対する健診や出産時の交通費等の支援など、分娩取扱施設がない市町への対策に努める。

7 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保

(1) 介護サービス等の確保の方針

高齢者等の多様なニーズに適切に対応するため、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等の均衡ある整備を進め、介護サービスの充実を図る。

また、必要な介護人材の確保をするため、多様な人材の参入促進、離職防止や定着促進のための働きやすい環境整備、介護ロボットやＩＣＴの活用による生産性の向上など一体的に取り組み、介護人材の確保を図る。

(2) 介護サービス等の確保に向けた施策

(現状と課題)

介護が必要になった高齢者が、住み慣れた自宅や地域で生活できるようにするために、また、今後も増加していくことが予想される施設入所が必要な要介護高齢者に対応するため、介護サービスの充実が求められている。

本県の高齢者数は、令和7年をピークに減少に転じるが、令和22年にかけて、介護ニーズを有する85歳以上の人口が急激に増加する見込みとなっている。

生産年齢人口の減少の加速が見込まれており、介護人材の確保は大きな課題となっている。

(振興施策)

様々な介護ニーズや地域の実情等に応じた介護サービス基盤の整備を行う。

SNS等を通じ、DXを活用する先進施設の紹介や人材育成や職場改善に取り組む施設

への取材など、介護業界の魅力を子供や若年層など幅広い世代に発信し、多様な人材の参入促進を図る。

介護ロボットやノーリフティングケアなど、介護テクノロジーの導入・活用を促進し、介護職員の精神的・身体的負担の軽減を図るとともに介護サービスの質の維持・向上に取り組む。

外国人介護人材を養成する関係機関と連携を強化し、送出国と県内介護事業者との相互交流を促進するとともに、県の充実した支援制度などを送出国にPRすることで、外国人介護人材の受入拡大を図る。

(3) 障害福祉サービス等の確保の方針

障がいのある人もない人も、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、理解し合いながら、共に支え合い、いきいきと生活していく社会を実現するため、身近な地域で障がい者の生活を支えるサービス提供基盤の整備とグループホームなどの住まいの場、経済基盤となる働く場を確保するとともに、相談支援体制の充実や芸術文化・スポーツの振興、社会参加や交流活動を推進する。

また、障がいの有無に関わらず、すべての人が自らの意思で自由に安心して行動できるようにするために、「ユニバーサルデザイン」の理念により、まちづくりを総合的に推進する。

(4) 障害福祉サービス等の確保に向けた施策

(現状と課題)

本地域における障がい者（児）数は、令和7年3月31日現在、身体障がい者（児）5,520人、知的障がい者（児）1,164人（療育手帳所持者）、精神障がい者1,168人となっている。

就労、芸術文化、スポーツなどあらゆる分野において障がいのある人もない人も共に生活し、活動できる社会の構築を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、地域社会の中で障がい者が自立し、参加できる環境づくりが必要となっている。

障がい者や養護者の高齢化など障がい者を取り巻く環境も変化しており、障がい者が安心して日常生活を送るために、また、養護者の負担を軽減するため、障がいの種類や程度に応じた適切な障害福祉サービスの提供が求められている。

障がいの有無に関わらず、すべての人が自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、ハード及びソフト面の様々なバリア（障壁）を取り除く「福祉のまちづくり」への取組が必要である。

(振興施策)

障がい者が暮らす身近な地域で、生活を支える障害福祉サービスが十分に提供されるよ

う、サービス提供基盤の整備や、グループホームなどの住まいの場と経済的基盤となる働く場の確保を図る。

施設入所から地域での自立した生活への移行促進や相談支援体制の整備、苦情解決や権利擁護の制度の周知・利用促進を図る。

就労支援に力を入れるとともに、芸術文化・スポーツの振興、社会参加や交流活動の推進を図る。

ライフステージに応じた施策の連動を図り、一貫した支援体制づくりを推進する。

公的サービスだけでなく、地域住民をはじめ自治会などの地縁型団体や社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体など、様々な活動主体が相互に連携をとりながらサービスを提供できるようネットワーク化を図る。

安心して生活し、活動できるやさしい福祉のまちづくり（バリアフリーのまちづくり）を推進する。

8 高齢者福祉及び児童福祉その他福祉の増進

（1）高齢者福祉の増進の方針

県平均を上回る高齢化が進む本地域において、高齢者が心身ともに健康で、地域社会の中で積極的な役割を果たしながら、自立し、生きがいをもって暮らしていくよう、介護サービス基盤の整備や保健・医療体制について整備するとともに、地域活動への参加機会を拡充し、社会参加を促進する。

（2）高齢者福祉の増進に向けた施策

高齢者が生きがいを持って健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進（地域包括ケアシステムの構築）のため、「おおいた高齢者いきいきプラン（大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）」に基づき、高齢者がいつまでも心身ともに健康で、住み慣れた地域で永く安心して暮らし、地域社会の中で積極的な役割を果たしながら生き生きと生活できる環境を整備する。また、介護の必要な高齢者が自らの意思に基づき自立した生活を送ることができるよう、介護サービス基盤を整備する。

（現状と課題）

本地域の高齢化率は、令和6年10月1日現在で38.7%と、全国平均（29.3%）、県平均（34.4%）を上回っており高齢化が進行している。

少子高齢化の進展に加え、世帯構造の変化などもあり、全世帯に占める一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の構成率の増加が見込まれる。

要介護者が増加するとともに、75歳以上の後期高齢者の割合が高いことから、寝たきりや認知症等、介護の長期化・重度化が予想され、必要な介護体制や生活支援サービスの

充実が求められている。

元気な高齢者については、これまで地域で培ってきた経験や知識を生かして積極的な役割を果たすことが求められている。

(振興施策)

介護の必要な高齢者が、自らの意思に基づき、自立した生活を送ることができるよう、必要な介護サービスの基盤を質と量の両面にわたって整備するとともに、保健や医療を含む総合的・包括的な相談・支援等の体制整備を図る。

高齢者が、いつまでも心身ともに健康で、地域社会の中で積極的な役割を果たしながら生き生きと生活できるよう、福祉、保健・医療にわたる施策を総合的に推進する。

寝たきりや認知症等の要介護状態にならないための介護予防事業を、地域の実情に応じて積極的に推進する。

一人暮らしや高齢者のみの世帯の在宅生活に対する支援を行うとともに、認知症高齢者に対する介護研修などの支援施策を推進する。

元気な高齢者のスポーツ・学習・就労など様々な活動への参加機会を拡充し、生きがいと社会参加を促進する。

(3) 児童福祉の増進の方針

次世代育成支援対策は、子育て支援サービスの充実にとどまらず、働き方の見直しや経済的負担の軽減など、国・地方自治体・企業等が一体となって取り組まなければならない課題であるため、令和7年3月に策定した「大分県次世代育成支援行動計画～大分こどもまんなかプラン（第5期計画）」に基づき、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援し、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会を目指す。

(4) 児童福祉の増進に向けた施策

(現状と課題)

「理想よりも予定の子どもの数が少ない理由」の最も多い回答は経済的負担となっており、負担感の軽減が求められている。

本地域の令和5年の出生数は501人（平成26年：739人）と、減少傾向にある。

共働き世帯が増加する中、保育所や放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなど、子育てサービスへのニーズがますます高まっている。保育所等の待機児童は解消しているものの、特定の施設を希望し入所しなかった児童等も相当数いる。

児童虐待相談対応件数が増加するなか、児童虐待の未然防止・早期対応や社会的養育の推進が必要である。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、子どもの貧困の解消に向けた対策を推進する必要がある。

結婚・妊娠の希望が叶い、すべてのこどもが健やかに生まれ育つ環境の整備が求められている。

こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、こどもや子育て世帯の目線や、住宅を起点とした「近隣地域」といった視点に立った「こどもまんなか」の生活空間を形成することが重要である。

(振興施策)

市町の保育定員拡大等への支援を行う。

放課後児童クラブの受入児童数の拡大と利用時間延長など多様なニーズへの対応を行う。

ファミリー・サポート・センター、訪問型子育て支援、地域子育て支援拠点、こども食堂等の充実を図る。

こども誰でも通園制度の導入促進を図る。

労働講座の実施等により、子育てにやさしい就労環境の普及・定着を図る。

育児休業制度の周知・啓発や労働時間短縮の促進を図る。

市町村要保護児童対策地域協議会を中心とした要保護児童等の見守り強化や、里親や児童養護施設などの家庭に代わる養育の充実を図る。

教育や生活、保護者に対する就労、経済的支援などの総合的な子どもの貧困対策を推進する。

妊娠・出産の安全性の確保と不妊への支援や子どもの小児医療体制の整備など、健やかな発育のための環境整備を図る。

医療費や保育料など子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子育て家庭を支援する。

公営住宅において、子育てしやすい間取り・設備への改修を進めるとともに、三世代同居や近居を含めた子育て世帯のリフォームを促進する。

都市公園において、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しめ、安心で居心地の良い遊び場づくりを進める。

通学路の危険箇所解消など、こどもが安全で快適に通行できる交通環境を整備する。

(5) その他の福祉の増進の方針

住民一人ひとりが「健康寿命」を延長し、生涯にわたり健康で自立して暮らすことができるよう、令和6年3月に策定した「第三次生涯健康県おおいた21」を基本とし、県市町だけでなく、健康づくり団体や医療保険者、企業等とも連携し、総合的な健康づくりを推進する。

(6) その他の福祉の増進に向けた施策

(現状と課題)

本地域は高齢化が進行する中、三大生活習慣病の令和5年の死亡率が807.6人（平

成25年790.7人)となっており、県平均(令和5年664.7人、平成25年597.4人)を上回るペースで増加している。(死亡率=人口10万人当たり)
人口の高齢化に伴い、がん、脳卒中等の生活習慣病で健康を害し、認知症や寝たきりとなる人の増加が予想されており、生活習慣を改善し、疾病の発病を予防する「一次予防」及び疾病の重症化予防に重点を置いた対策が求められている。

(振興施策)

生活習慣を改善して健康を増進し、疾病の発病を予防する「一次予防」及び疾病の重症化予防に重点を置いた対策を推進するとともに、家庭、地域、学校、職場、保健所など社会全体で個人の健康を支える環境づくりを推進する。

健康を支える社会環境の整備として、企業や関係団体等の多様な主体との協働による県民運動を展開し、県民総ぐるみの健康づくりを推進する。

誰もが自然に健康になれる社会環境の整備として、従業員の健康づくりに積極的に取り組む健康経営を推進し、職場環境の改善に努めるとともに、ＩＣＴ等を活用し、健康情報が手に入りやすい環境整備を行う。

9 教育及び文化の振興

(1) 教育及び文化の振興の方針

変化が激しく、将来の予測が困難な時代を生きることもたちには、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くとともに、未来に向けて自らが社会の創り手として、活躍していくことが期待されている。

学校教育においては、学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して教育活動を進めるとともに、人口減少などを踏まえ遠隔教育の推進や魅力・特色ある高校づくり、学校施設等の整備を含めた教育環境の向上を図る。

また、共に学び支え合う社会の実現に向けた社会教育の推進や、文化財・伝統文化の保存・継承と魅力の発信、そして、生涯にわたってスポーツに親しむ機会を充実させる。

あわせて、多彩で質の高い芸術文化活動が行われるよう、優れた芸術文化を気軽に鑑賞し、参加し、創造することができる環境の整備を進める。また、将来の芸術文化の担い手を育むために、若者やこどもたちの豊かな感性や創造力を育成し、それを発揮する機会の充実を図る。さらに地域のアート拠点や団体、行政等が連携して、芸術文化の創造性を活かした地域づくりを推進する。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

ア 教育の振興

こどもの学びと成長を地域全体で支える環境づくりや、魅力・特色ある高校づくりを進

めるとともに、どの地域に住んでいても希望する教育を受けられるよう、遠隔教育の充実など、教育環境の向上を図る。

また、生涯にわたって学び続け、学んだことを活かして地域活性化や地域課題の解決に貢献できるよう、それぞれの意欲や希望に応じた学習環境を充実させる。

さらに、日常的にスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を営むことができるよう、ライフステージに応じたスポーツを推進する。

(現状と課題)

地域の持続可能な発展のためには、将来の地域を担うこどもたちを地域全体で守り育みながら、地域住民が一丸となって地域の課題解決に取り組んでいくことが重要である。

学校・家庭・地域が役割と責任を分担し、「協育」ネットワークを基盤として、地域の活力を支える人材の育成と地域コミュニティの活性化につなげていくことが求められている。

過疎化や少子高齢化の進展など、地域社会や生活環境の変容を背景として、こどもたちの人間関係を育む力、規範意識や自己肯定感の低さなどが指摘されている。

地域の高校では、入学定員が未充足の状況が続いているため、地元地域との連携・協働の下、こどもたちに選ばれる、魅力ある学校づくりが必要である。

どの地域に住んでいても希望する教育を受けられるよう、遠隔教育による習熟度別指導や専門性の高い授業の提供など、生徒の多様な進路希望に対応した、質の高い学びを保障することが重要である。

年齢や障がいの有無を問わず学び続けることができるよう、多様化・高度化する学習ニーズへの対応に加え、学びの成果を地域活動等に生かすことができる、学びの好循環を実現することが重要である。

生涯を通じてスポーツに親しみ、楽しむことは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、スポーツ実施率の向上を通じ、健康で活力に満ちた長寿社会の実現が求められている。

(振興施策)

放課後や休日のこどもの体験活動・学習支援、登下校の見守りなど、地域コミュニティの活性化に向けた、こどもの学びの支援への参画・協働を促進する。

多くのこどもに選ばれ、地域や企業等に認知される学校づくりに向けた、SNS等を活用した県内外への魅力発信を進めるとともに、こども・保護者の声などを踏まえた、新たな時代に対応した高校の在り方を検討していく。

伝統や文化等に関する教育やスポーツを通じた豊かな心の育成に取り組む。

県内どの地域においても生徒の可能性を最大限に伸ばすことのできる、遠隔教育の「大分モデル」導入等による多様で質の高い学びの機会を充実させる。

ライフステージに応じた学びや地域防災に関する学びなど、住民の学習ニーズや現代的・社会的課題に対応した学習機会を提供するとともに、地域活動やボランティア活動への個人の学習成果の還元などを通じた学びの好循環を確立する。

ライフステージに応じたスポーツの機会創出のため、学校や総合型地域スポーツクラブなど地域スポーツ団体と地域人材との連携による、こどもに対する新たなスポーツ環境を構築する。

イ 青少年の健全育成

学校や家庭、地域社会が協働して豊かな人間性や規範意識、社会性を身につけた青少年を育成するため、有害環境の除去など安全・安心な環境づくりや社会奉仕活動・自然体験活動等の豊かな体験活動を推進する。

(現状と課題)

少子化に伴い、多数のこどもが異年齢集団を形成して様々な体験をする機会が減少している。

こどもたちの暴力行為やいじめ、少年非行などの問題行動は多様化・深刻化し、依然として憂慮すべき状況にある。この背景や要因として、こどもたちの日常生活において、実体験が欠けていることからくる社会性や対人関係能力が十分身に付いていないこと、家庭においてこどもたちに基本的な生活習慣等が十分しつけられていないこと、また大人の規範意識が低下していることなど、こどもを取り巻く地域の環境が悪化していること等があげられ、それらの対応が強く求められている。

「協育」ネットワークを活用して、こどもが安全で安心して放課後や休日を過ごす場所づくりが進んできたが、更なる取組が必要である。

児童生徒の読書活動や自然体験など多様な体験活動の充実が求められている。

(振興施策)

学校、家庭、地域が連携して家庭の教育力向上を図る取組を推進し、学習機会の提供等の家庭教育支援の充実を図る。

父親の子育て参加の促進や、保護者の学習機会の充実等による家庭教育力の向上を図る。学校における生徒指導・教育相談体制を充実し、こどもたちが抱える心の問題や問題行動の兆候をとらえ、一人ひとりに応じた指導・支援を行うとともに、学校が家庭や地域社会と連携を強め、地域ぐるみで青少年の健全育成を図る。

読書活動や自然体験、科学体験等の体験活動を通じて、社会性や人間関係を育む力を養う。

(3) 教育・文化施設等の整備

教育水準の維持・向上のため、地域の実情を十分に考慮しながら、学校施設の整備・充実など教育環境の整備を図る。

(現状と課題)

生徒の多様な学習ニーズに対応するため、特色ある学校づくりを進めてきたが、今後の全県的な少子化による生徒数の減少が見込まれる中、地域の自治体・企業等との連携・協働による学校の魅力づくりに向け、コミュニティ・スクールやコンソーシアム等、学校と地域等との持続可能な協働体制の構築が推進されている。

本地域には、全日制高等学校4校、特別支援学校1校、計5校の県立学校が設置されており、高等学校では普通科以外に農業科、工業科及び総合学科がある。

建築後30年を超える県立学校施設の割合が高い中、教育環境の向上と施設の老朽化対策の一体的な整備が必要となる。

恵まれた自然を活かした海型の青少年施設である香々地青少年の家が設置され、利用されている。

(振興施策)

香々地青少年の家では施設の特色や地理的条件を活かしつつ、世界農業遺産を活用するなどより魅力的な事業を企画・提供し、施設の利用促進を図る。

地域住民のニーズを踏まえた多様な学びを支える、公民館・図書館等社会教育施設の更新機能強化を図る。

「教育庁所管県有建築物保全計画」に基づく計画的・効率的な長寿命化や省エネ化、バリアフリー化等による安全・安心な教育環境の整備・充実を図る。

(4) 地域文化の振興

地域の人々が、愛着をもって文化財・伝統文化を守り、承継するとともに、まちづくりなどに活用することで、地域を活性化する。また、国内外の人々が、デジタル技術やネットワーク技術を利用して、本県の文化財の魅力を知り、興味・関心を持ち、現地を訪れる機会が増えることで、地域の賑わいを創出する。

(現状と課題)

豊かな自然や風土に育まれた文化財・伝統文化が各地域に多く残されており、優れた地域資源にもなっている。

人口減少や高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸、祭りなどの伝統行事の休止等がみられるなど、文化財・伝統文化の担い手不足が顕在化している。

文化財・伝統文化は、地域の人々の誇りや絆、アイデンティティーの根源であることも踏まえ、文化的特色を生かした地域づくりにつなげるなど、次世代への確実な承継が求め

られている。

文化財・伝統文化は、地域の人々の誇りや絆、アイデンティティーの根源であることも踏まえ、文化的特色を生かした地域づくりにつなげるなど、次世代への確実な承継が求められている。

歴史的建造物をはじめとする文化遺産の活用を図るため、老朽化や損傷したものについて、修理や整備が必要である。

(振興施策)

文化財・伝統文化の保存のため、指定・選定・登録を通じた文化財の適切な保存・管理を推進する。文化財・伝統文化の保存に向けた、デジタル技術やネットワーク技術の積極的な活用を進める。

文化財・伝統文化の継承のため、県立歴史博物館・県立先哲史料館・県立埋蔵文化財センターが実施する、訪問講座や体験学習の機会の充実を図る。無形文化財や民俗文化財の鑑賞・体験を通じた住民の学習機会の充実に取り組む。

文化財・伝統文化の魅力発信のため、「おおいた文化財ずかん」など、デジタル技術やネットワーク技術の活用による、文化財・伝統文化の魅力を体験できる機会の充実や、有形文化財や記念物に指定された文化財などの修復現場の公開を始め、文化財を核にした観光戦略の展開を行う。

10 自然環境の保全及び再生

(1) 自然環境の保全及び再生の方針

本地域においては、これまで自然保護と適正利用の観点から開発が進められてきたところであるが、今後も本地域の特性を考慮し、環境と開発の調和に配慮しながら、自然環境の保全と快適な環境の確保を図る。瀬戸内海の環境保全については、「瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画」及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき、各種施策を推進し公害の防止を図る。

(2) 自然環境の保全及び再生に向けた施策

(現状と課題)

本地域の地形はほぼ円形で、両子山群に代表される優美な山岳と山麓に岩峰群の林立する耶馬溪式景観を有する半島内陸部、岩礁、洞窟をもつリアス式海岸の北部海岸、白砂青松の海岸美を誇る東部海岸と、特徴ある様々な自然景観を有している。

本地域の多くは国立公園、県立自然公園のほか、自然環境保全地域や自然海浜保全地区などに指定されているが、保護と適正利用による環境と開発に配慮した地域づくりが求められている。

閉鎖性海域である瀬戸内海は、環境保全に対して特別な配慮が必要である。

(振興施策)

本地域の貴重な財産である自然環境を保全し快適な環境を確保するため、自然公園等の保護と適正利用を推進する。

瀬戸内海の環境を守るため、環境の保全等に関する県計画に基づき、海域に流入する汚濁物質の削減等、各種施策を計画的に推進する。

地域の団体等との協働による魅力ある景観の保全・形成、自然環境や景観等に配慮した公共施設の整備を推進する。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の自然や産業の特色を生かし、地域との共生を前提としたさらなる再生可能エネルギーの導入を推進する。

また、再生可能エネルギーを利用した本地域の振興及び産業の発展を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指す。

(2) 再生可能エネルギーの利用の推進に向けた施策

(現状と課題)

再生可能エネルギーは、自然豊かな地域に偏在する地域固有の資源として、本地域においても新たな収入源をもたらす可能性を有しており、さらなる導入が期待される。

一方で、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、自然環境や景観、生活環境との調和を懸念する事態も発生する可能性がある。そこで、施設等の建設にあたっては、法令遵守はもちろんのこと、地域との適切なコミュニケーションによる合意形成を図りながら進めていく必要がある。

(振興施策)

再生可能エネルギーという本地域の自然の恵みを、産業振興や地域振興へとつなげていく。

自然環境や景観、生活環境との調和の重要性を認識しつつ、地域との共存共栄を前提とした再生可能エネルギーの導入を図る。

12 国内及び国外の地域との交流の促進

(1) 地域間交流の促進の方針

今後も人口減少が予想される中、都市住民等との交流が地域活性化につながるものと期待される農山漁村地域においては、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムによる交流等、地域の自然景観や地域資源を活用した振興策を推進し、交流人口の増大に努める。

韓国との国際定期便や台湾との連続チャーター便を活かした国際情報発信など、地域の魅力の効果的な発信を行う。

（2）地域間交流の促進に向けた施策

（現状と課題）

大都市圏に在住する高度技術者や若年層にとって、良好な生活環境や地方と大都市の情報、技術、文化格差の縮小などから地元志向・ふるさと志向が高まっている。

中世莊園の姿を現代に残す田染の水田、村落を「莊園の里」として整備し、都市と農村の交流を行っている。また、「道の駅」などの交流拠点の整備も進んでいる。

（振興施策）

農林水産体験施設や道の駅、里の駅など交流拠点の整備や、施設間のネットワーク化を推進する。

農山漁村の景観や地域資源を活用し、体験交流等を通じたグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムを推進する。

1.3 移住、定住及び特定居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力

（1）移住、定住及び特定居住の促進の方針

地域における生産年齢人口の減少は、様々な分野に深刻な人手不足を引き起こし、地域経済の維持が立ち行かなくなる事態を招くことから、将来の担い手となりうる若年者や子育て世帯に重点をおいた移住・定住施策を進める必要がある。

（2）移住、定住及び特定居住の促進に向けた施策

（現状と課題）

20～39歳の若年層、特に若年女性の減少が著しい状況であり、子育て環境をはじめとする地域の魅力発信の強化、居住支援の充実などの取組が必要である。

移住を希望する人から選ばれるためには、地域の働く場にスムーズに就職できることも重要である。移住者に寄り添ったきめ細かな支援とともに、県外大学卒業生の県内就職、県外在住の若者の本地域への転職移住を促進する取組が求められている。

（振興施策）

都市圏における移住相談員等の配置や移住相談会の開催などにより、移住相談をしやすい機会を確保する。また、移住ポータルサイトやSNSを活用し、地域の魅力や暮らしや

すさ、充実した支援施策等について情報発信に努める。

福岡県に進学した県内出身大学生に対しては、「dot.」を拠点として県内企業の就職相談やU I J ターンのイベントの実施に取り組む。県外からの就職希望者に対しては、おおいた産業人財センターを通じて県内企業情報を提供する。

関係人口の拡大や二地域居住・多拠点生活など、多様なライフスタイルに対応するために、地域の実情を踏まえて、本地域への人の流れの創出・拡大に必要な基盤整備等の取組を進める。

また、移住者に選ばれる魅力ある地域づくりを、総合補助金を活用して支援する。

(3) 人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の推進の方針

地域において高齢者や子育て支援、環境保全、地域づくりなど、幅広い分野のニーズにきめ細やかに対応することができるN P O・ボランティアの役割は重要であり、連携を強化して協働を推進するため、N P O・ボランティアの育成を図る。

(4) 人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力に向けた施策

(現状と課題)

地域における諸問題に対して、行政や企業で対応できないサービスの提供について、N P O・ボランティアが大きな役割を担っている。

本地域の特定非営利活動法人（N P O法人）数は35（令和7年9月末現在）で、大分県全体（424）の約8%を占めている。

自由な発想やきめ細やかなサービスの提供など、N P Oやボランティアが果たしている役割に対する地域住民の理解を深め、その活動を活性化させることが必要である。

多様なボランティア活動間の、横の連携を深め、総合的な調整を図ることが求められている。

(振興施策)

N P O活動の活性化と持続的な発展を図るため、特定非営利活動促進法（N P O法）の趣旨や法人設立手続きの周知、法人運営に関する講座の開催を通じて、人材育成、活動資金の確保、事業実施能力の向上を支援する。

N P Oやボランティアの活動促進に向けて、必要な情報の提供を行う。

多様なボランティア活動について、横の連携を深め、総合的な調整を図る。

14 水害、風害、地震災害（災害に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。）その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の設備及び防災体制の強化その他の半島防災半島防災のための施策

(1) 半島防災の方針

本地域は瀬戸内海国立公園、国東半島県立自然公園などの優れた自然環境に恵まれてい

る。これらは観光開発等の地域振興を図る上で貴重な資源であるとともに、健康で快適な生活に欠くことのできないものであり、将来へと引き継がなければならない貴重な財産・資源である。このため、自然とのふれあいを重視し、環境との調和に配慮した地域開発を行うなど、その保全に努めるものとする。また、地域住民の健康を守るとともに、生活環境を保全するため、公害の防止に努めるものとする。

さらに、近年、頻発・激甚化している水災害や切迫する南海トラフ巨大地震などから地域住民の生命と暮らしを守るため、半島という地理的条件による課題も踏まえ、災害に強い県土づくりを進める。

(2) 災害防災のための国土保全設備等の整備

災害に強い県土づくりを進めるため、過去に河川の氾濫や土砂災害等の発生した個所などを中心に河川改修、砂防施設等の整備を行うとともに、決壊した場合に人的被害が生じる恐れのある「防災重点農業用ため池」の改修を進める。また、海岸沿いの家屋や田畠を守るために、干拓堤防の耐震化や離岸堤等の整備を推進する。

河川等の改修にあたっては、動植物の多様な生息・成育環境に配慮するとともに、水辺に親しめる環境づくりなど、関係機関や地域住民等と連携しながら環境と調和のとれた整備に努める。

(現状と課題)

近年、気候変動の影響により、風水害が頻発・激甚化しており、令和6年の台風第10号では、河川の氾濫など大きな被害が生じている。

南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率は60～90%程度以上であり、切迫する巨大地震への備えが急務である。

本地域は、両子山を中心として、放射状に海岸部に至る丘陵部の間に農耕地、居住地が広がり、河川は短く、過去、豪雨による河川の氾濫や土砂災害などにより大きな被害が応じている。

近年、手入れ不足の森林や主伐の増加に伴い、森林の公益的機能の維持に向けた再造林等の森林整備の推進が課題となっている。また、頻発・激甚化する豪雨により、山地災害の発生リスクが高まっている。

降水量が少ないことから、農業用ため池が多く存在するが、その多くが明治以前に築造されており、老朽化や豪雨・地震による決壊被害が危惧されている。

台風時の越波により、平成9年、10年及び16年に海岸線背後の家屋及び田畠等が浸水し、多大な被害を受けている。また、南海トラフ巨大地震等の影響による海岸干拓堤防の地盤の液状化による被害が危惧されている。

地域振興を図る上での基礎的条件として、災害に強い県土づくりを進める必要がある。人々の意識は、物の豊かさの追求から心の豊かさやうるおい、ゆとりを求める方向に変

化しており、水辺空間には水と緑の貴重なスペースとしての期待が寄せられている。

多自然川づくり等、人間生活と調和する豊かな自然の保全と創造に配慮した防災施設を整備することが求められている。

本地域には、白砂青松で表現される松林が海岸部を中心に分布しているが、依然として松くい虫等の被害が続いている。

令和6年能登半島地震では、半島という地理的な特徴から、道路の寸断による被害状況の把握や救援、物資輸送に支障が生じるとともに、上下水道などライフラインに甚大な被害が生じた。

(振興施策)

過去の豪雨により河川の氾濫や土砂災害の発生した箇所を中心に、安岐ダム再生や八坂川や武藏川等の河川の改修、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩落防止施設、海岸保全施設等の整備を推進する。

重要な交通網、避難所などの地域防災拠点、社会福祉施設などの要配慮者施設がある箇所を優先し、砂防施設の整備を推進する。

間伐や主伐後の再造林など適切な森林の整備を推進するとともに、山地災害危険地区における治山事業の実施や、土砂流出防備保安林などの公益的機能の維持保全に努める。

決壊した場合に人的被害が生じるおそれのある「防災重点農業用ため池」の計画的な改修を進める。

堤防の耐震調査などの機能診断を行い、長寿命化計画を策定し、それに基づく堤防の耐震・老朽化対策等を推進する。

海浜や背後地を保全するため、国東海岸の人口リーフや守江港海岸の護岸など海岸保全施設の整備を推進するとともに、気候変動の影響を踏まえた「海岸保全基本計画」の策定を進める。

海岸部における防風や飛砂防備機能及び景勝地としての風致機能を有するような公益的機能の高い松林に対し、重点的に松くい虫の防除や伐倒駆除を実施する。

災害発生時の避難ルートや救助・救援活動等に資する道路整備を進めるとともに、優先啓開ルート上の橋梁耐震化、落石や土砂災害防止のための面対策や無電柱化を進める。

下水道の「急所となる施設」や「重要施設に接続する管路」に対し、耐災害性の強化を図る。

災害発生後の輸送経路確保や孤立可能性集落の解消など、迅速な道路啓開が可能となるよう大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画を踏まえ、道路管理者と関係機関の共通認識のもと資機材の充実、情報の収集・共有、提供など必要な体制を確立する。

河川堤防の津波対策、地震・液状化対策による耐震補強の検討を継続する。

(3) 地域防災体制の充実強化

自らを災害から守る「自助」、地域住民が災害時に互いを助け合う「共助」の役割分担を重視しながら、災害に強い人づくり、地域づくりを推進する。また、行政などによる「公助」については、南海トラフ巨大地震や豪雨等による大規模災害への備えを充実するなど災害事案に対する即応力を強化する。

(現状と課題)

南海トラフ巨大地震や、近年の気候変動の影響により増加傾向にある洪水や土砂災害等の自然災害に対して人的被害などを軽減するため、地域が主体となってその特性に応じた事前の備えを強化する必要がある。

地震・津波時における早期避難を確保するためには、住民の防災意識の醸成とともに、避難路、避難場所の整備と実践的な訓練を積み重ねていくことが必要である。

過疎化や少子高齢化の進行などにより消防団員が減少するとともに平均年齢が上昇するなど、地域の消防力の低下が危惧されている。

大規模災害時におけるヘリなどによる救助活動や医療活動、支援物資の調達及び輸送活動などの広域的な応援を、迅速かつ効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。

住民の避難行動の判断に必要となる河川水位や土砂災害危険度などの防災情報を、住民へ確実に伝達する体制の整備などを推進していく必要がある。

孤立の長期化に伴う自助・共助の備え及び孤立集落への進入や通信環境の確保、被災状況の把握など孤立集落対策の強化を行う必要がある。

避難所の生活環境の確保や高齢者等の要配慮者への支援の強化を行う必要がある。

被災地の支援を行う自治体職員等の活動拠点の確保など、応援・受援体制の整備やNPOなどの関係団体との連携を強化する必要がある。

(振興施策)

様々な災害への適切な対応ができる防災教育・訓練を実施するとともに、防災情報について幅広く機会を捉えて発信し、住民の防災意識の醸成を促進する。

防災士の養成とその育成、ネットワーク化を通じて、自主防災組織の活性化を推進する。

津波に対する危機意識の維持高揚を図るとともに、避難訓練の定着を図る。

風水害、火山災害など災害の種別に応じて、避難等のための体制強化などを図るとともに、住民自身による安全行動の普及・啓発を推進する。

常備消防の市町村区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実強化を図る。

市町や事業所などと連携し、消防団の充実強化を図る。

南海トラフ巨大地震や豪雨災害による甚大な被害を想定し、消防や警察、自衛隊、医療機関などの関係機関と連携した救助・救援体制を充実強化する。

市町と連携し、防災情報の収集・伝達体制を充実強化する。

孤立想定集落内の備えの充実、道路啓開、輸送、情報収集等の体制を強化する。

避難所の環境改善、運営体制の強化や被災者の生活再建支援等の充実を図る。
関係団体との訓練や連携体制の確認等を通じた応援・受援体制の強化を図る。
浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定、市町や地域住民と連携したハザードマップ作成など、防災情報の充実・強化を図る。

第3 国東地域半島振興計画に関する重要業績指標（KPI）

国東地域半島振興計画に関する重要業績指標について、以下の5項目を設定する。

【設定理由】

新たに半島振興法の目的となった「半島防災」について、重点的に進捗管理を行う観点から、本県の上位計画である長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」の「防災」に係る施策の指標について、半島関係市町分を抽出。

	重要業績指標(KPI)	単位	長期総合計画		国東地域半島振興計画	
			基準値 (R5)	目標値 (R10)	基準値 (R5)	目標値 (R10)
1	治水対策により浸水被害が軽減する地区数 【過去に浸水被害のあった地区数に対する割合】	地区・累計	-	36	-	2
2	土砂災害のリスクが軽減される家屋数(戸・累計) 【優先的に整備を進める要対策箇所の家屋数に対する割合】	戸・累計	417	825	36	79
3	避難所における飲料水の備蓄目標を達成している市町村の割合	%	100	100	100	100
4	避難所における携帯トイレ等の備蓄目標を達成している市町村の割合	%	22.2	100	0	100
5	自主防災組織避難訓練等実施率	%	69.9	90	89.7	90